

第八回国会 衆議院 地方行政委員會議録第六号

昭和二十五年七月十八日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事生田 和子君 理事川本 末治君

理事塚田十一郎君 理事藤田 義光君

理事門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君

門脇勝太郎君 河原伊三郎君

清水 逸平君 野村孝太郎君

橋本登美三郎君 吉田吉太郎君

龍野喜一郎君 鈴木 幹雄君

床次 徳二君 山手 満男君

久保田鶴松君 立花 敏男君

米原 昶君 松本六太郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席府政委員

地方財政委員長 荻田 保君

事務局長 小野 哲君

地方自治行政官 鈴木 俊一君

地方自治行政官 奥野 誠亮君

財政課長 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日會議に付した事件

地方税法案(内閣提出第一号)

参考人より意見聴取に関する件

○前尾委員長 これより會議を開きます

前會に引続き、地方税法案を議題として質疑を続行いたします。質疑に入る前にこの際お諮りいたします。本委

員会としては地方税法案について参考人より意見書を聴取することにいたしたいと思ひますが、いかがでありますようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○前尾委員長 御異議なしと認め、参考人より意見を聴取することに決しました。

次にその人選につきましては、開會前の打合せにより、次の九名の方にお願ひすることにした。新潟県知事室長西田徳長君、日本自治体労働組合協議会占部秀男君、東京都議員中島喜三郎君、農村代表中村通君、東京都工機城工業経営者協会事務理事國井秀作君、中小企業連盟平林讓治君、農林中央金庫理事河原元威君、日本自治団体労働組合總連合会藤平國男君、そのほか租税研究會地方税法案担任の方一名というところにいたしました。意見は明日並びに明後日に、適宜御出頭の際に聞きたいと思ひますから、さよう御承知を願ひます。

○大泉委員 参考人の意見を聴取することはいつころでありますか、なるたけ委員会の審議に時間的な支障のないようにはおとりはからい願ひたいと思ひます。また参考人が人がかわつても同じことを繰返されるようなことがないようには、あらかじめ内容等を打合せて願ひたいと思ひます。

○前尾委員長 前會におきましては、總則、附加価値税及び昭和二十五年に於いて課する事業税及び特別所得税に対する質疑を行いましたので、本日

は入場税、遊興飲食税、それ以下の自動車税ないし道府県法定外普通税の雑税と、市町村の自動車税以下の雑税の御質疑をお願いいたします。御質疑は通告順によりまして大泉寛三君。

○大泉委員 町村の税を納付するのに不在納税義務者が各地にあるので、これに對して法定上の代理人というようなものゝ設置されたいと思ひます。その中で一括していわゆる司法代理人といふような人とか、あるいは當局が最も信頼されるような人を選定して、いわゆる公認代理人といふようなものを設置していただくことが必要であると思ひますが、さういふお考えはどうか、お伺ひいたします。

○小野政府委員 御意見のほどまことにござつても存じまして、個々の納税管理人の問題につきましては、先ほど御答弁申し上げたのでありますが、一応制度としてさういふふうなものをつくつてはどうだろうか、さういふ御意見のようには存じます。国税には御承知のように、税務代理士制度がございまして、さういふ制度によつて取扱われることに相なつておりますが、地方税につきましては、いまだかような制度がないのでございまして、けれども、便宜これを充たしたとして、地方税の場合におきまして用いることゝも決して違法ではないと存するのであります。できるだけかような制度は、地方税におきましても広げて利用ができるように持つて参りたいと思ひます。

○大泉委員 納税管理人は納税者の意思によつて選任されるのでござつて、すが、実際上はなかなか適当な人間といふものはおりません。そこで町村の自治体において公認された代理人を定めておかれると、その人に一切の事務を委任されるということになつて、きつめて処理が實際的である。また今日以前と違つて出張して取立てるなどといふことはなかなか困難である、また郵便料にすら事欠き、かえつて損失を招くといふような場合が生ずる。そこで一括していわゆる司法代理人といふような人とか、あるいは當局が最も信頼されるような人を選定して、いわゆる公認代理人といふようなものを設置していただくことが必要であると思ひますが、さういふお考えはどうか、お伺ひいたします。

○小野政府委員 御意見のほどまことにござつても存じまして、個々の納税管理人の問題につきましては、先ほど御答弁申し上げたのでありますが、一応制度としてさういふふうなものをつくつてはどうだろうか、さういふ御意見のようには存じます。国税には御承知のように、税務代理士制度がございまして、さういふ制度によつて取扱われることに相なつておりますが、地方税につきましては、いまだかような制度がないのでございまして、けれども、便宜これを充たしたとして、地方税の場合におきまして用いることゝも決して違法ではないと存するのであります。できるだけかような制度は、地方税におきましても広げて利用ができるように持つて参りたいと思ひます。

○大泉委員 それから遊興飲食税といふ名称ですが、私はどうもあまりこの

名称は感心できないので、何とかこれを適當な名称にかえる必要があると思ひます。實際はこれは遊興を意味しない飲食税である。営業者のところに行つて飲食するだけの飲食税であつて、遊興を意味しないのであるから、遊興飲食税の名称は當を得ていないと思ひます。政府においてこの名称を何らか取去るとか、あるいは改定するとかいふような意思はありませんか。

○小野政府委員 お説のように、遊興飲食税といふ名前について、これをおかえてみたかどうかといふふうなことを考へないことはないのでございまして、が、一応遊興飲食税につきましては、將來なお検討をいたすべき時期も来るんじゃないかと存じましたので、この際は従来の慣行等もございまして、一応この名称を用いる方が、かえつて習熟いたされておりますような考へから、これをとつたような次第でござい

○大泉委員 適當な時期にひとつこれを改定してもらいたいと思ひます。その次に、これは一つの大きな言葉でありまして、納税といふこともそれに並行して考へてもらいたい。いわゆる納税といふことは、われわれは從來きつめて謙虚な立場において、いわゆる金を納める。政府に對してあるいは領主に對して、從來から奉るといふような意味において、納税といふ言葉が生じて来た、さう思ふのであります。今日のように、ほんとに國民が

どうしてもこれを義務としてみな支払わなければならない、また負担しななければならないというような立場になつておる。またこれを徴収する方も、いわゆる徴税として取扱つておる。一方支払う方だけは、納税という旧態依然としての思想の中に行われておるという事は、現実にあまり沿わないじやないか。特にこうした地方税に対する罰則が、一つの税種目において、嚴重に規定されておるような状態のときには、この納税という言葉をやはり何かの名称にかえる必要があるんじゃないか、こう思うのであります。これはあまり抽象的なことでありますけれども、一応当局に考え方を聞いておきたいと思ひます。

○小野政府委員 お答え申し上げます。まつたく大泉さんの言われまふように、地方税におきましては、たとえ市町村民税のごときは、いわば金費のような性質を帯びておるような次第で、徴税と納税とは、まつたく地方団体と、その構成者である地方住民との緊密なつながりにおいて処理されなければならないような点から考えまして、納税という言葉を使いますことは、あまりにしかめつらしいような響きもないことではないのであります。これと同じようなことが、従来から用いられております恩給という言葉を改正したかどうかという御議論があるのと、やや似ておるのじやないかと思うのであります。地方税の本質なり、性格から考えまして、言葉の上についていろいろとなお研究を要すべき点もあるうかと思ひますが、大体において長い間習熟して用いられておりますような言葉でございます。

で、その内容の点については、その時代に応じ、また考え方によつて、おいおいかわつて来るものと存じます。一応この言葉を踏襲して参つておるような次第でございます。

○大泉委員 これはきつめて小さなことですが、市町村の雑税の中で入湯税というものがござります。この入湯税というものは、その土地に居住しておる者以外のもので、いわゆる入湯者から徴収するものと思ひますが、その町村といつても、温泉地帯などはその村全体から温泉が湧出するのではなく、ある部落の中に温泉が湧く、こういうふうになつてゐる区域が小さい範囲にある。町村という一つの大きな立場から見ると、町村民全体が課税外になるのか、その部落だけが課税外になるのか、こういうことはやはり明確にしておく必要があると思ひます。具体的に言つて、一つの村の中に部落が五つもある。その一部が温泉地帯である。その部落だけが温泉を利用するだけで、また入湯税は免除されるのであります。他の方の部落の人は、これはどういふふうに取り扱われるかというところであります。

○小野政府委員 お説のように、温泉資源がござりますところと、またそれを利用する人が必ずしも一致しない場合があるかと思ひますが、一応温泉資源の所在する市町村といつたしましては、これが相当有力な税源として考えられますので、税の対象となしましては、部落の内外を問はず、これを利用する者に対して税を課するといふ建前をとるべきであらうと思ひます。しかしながら特別の事情等によりまして、減免の措置を講じますことは、これはまた別途考えられ

ますことは、これはまた別途考えられるのではないかと考えております。

○大泉委員 説明がらふとわからな

○小野政府委員 この法律の解釈とい

○大泉委員 それから自動車税であり

○小野政府委員 お答えいたします。

○大泉委員 奢侈的な考え方であるとい

○小野政府委員 家用と営業用とを

○大泉委員 そういふ考えは私はどう

普通である。また官庁用に今日相当使

○前尾委員 立花君。

○立花委員 府県税から先に伺いたい

○立花委員 その具体的な調整の方法

あるとか、その他国の経済施策に照して適當でないもの、こういうふうなものにつきましては、これを許可しないようにして行きたい。しかしなが

いて、また地方住民の納得の上で、財政需要が明らかであるということ、あるいは税源もまた確立しておるといふような場合におきましては、地方財政委員会にはこれを許可することを建前としたしているようなわけであります。放任するといふふうな考えは持つておらない次第であります。

○立花委員　そういう建前は非常にりつぱにでき上つておるのであります。が、実はこの間からたび／＼問題になつております。青森のりんご税の問題であります。あれは国内関税的な性格をずいぶん持つておるのでございします。が、ああいう明白な形のものすら、実はまだ解決がついていない。政府の結論が下りてないということになります。と、実は私も法定外普通税で非常に大きな不安を持つております。ああいう明白なものですらまだはつきりし

た方針が立つてないのでありますから、おそろくこういうものが地方財政委員會の許可等で許されますと、全国的に非常に大きな額の法定外普通税がとられるおそれがあるのではないかと思うのでございます。特に今次官が地方団体あるいは住民の納得というような言葉をお使いになりましたが、住民の納得という問題を次官はどういう具體的な方法によって確認されようとするのですか、承つておきたいと思ひます。

○小野政府委員 住民の納得についてのお話でございましたが、私の考えは、地方団体には住民の公選による議員によつて、地方議会が運営されておりますので、地方議会の議決ということを考えている次第であります。

○立花委員 次官はさつきその二つを

別に言われたと思うのです。地方団体の意見と、それから住民の納得というふうな二つ並べて別におつしやられました。それで私、次官のお考えの中には非常に民主的なものがあると思つてお聞きしたのでありますが、実は住民の納得ということは、地方議会の意見だということを御容弁になられましたので、これは非常に危険だというふうな感じがするわけなんです、實際問題になつておる青森のりんご税にいたしましても、住民の意見と議会の意見とは必ずしも一致していません。ですから次官が前に地方団体の意見と住民の納得ということを言われました以上は、住民の納得ということは、やはり一応地方議会の意思とは別にお考えになつておると思つて質問いたしましたのでありますが、もう一度この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○小野政府委員 私の所見をはつきり申し上げますが、国民の意思を代表するものは国会であり、地方住民の意思を代表するものは地方議会である。従つてこの議会制度は、十分に尊重すべきものであると考えております。

○立花委員 これは現在の地方自治法の欠陥とも思われる点なのでございしますが、他の問題には條例の改廃あるいはその他のことが許されておりますが、地方税の問題に限つては住民の意思表示である地方税に關する條例の改廃

はできないことになっております。これは私自治法の大きな欠陥だと思っております。しかし欠陥であるにしろ何にしろ、とにかく地方議会が決定いたしました條例に対しまして、やはり條例の改廃と住民の直接請求というような形が、最近では認められておるわけな

のでございます。これがやはり地方自治の最も人民的な民主的な直接的な意思表示になつておるわけなのでございますが、こういう方法が許されておる時代にいかかわらず、地方議会の意見だけを参考としたさばりまして、法定外普通税をおきめになるということは私少し片手落ちじやないかと思う。やはり最初次官の申されましたように、地方団体の意思と住民の納得というその言葉で文字通り率直におとりになられまして、もう一度住民の納得という形が、地方議会の決定以外に——住居の納得が不可欠条件でそれに従えというのではございませんが、政府としては何らかの形で親的な立場から住民の実際的な立場をお考えになる御意思があるのかどうか、それをひとつ承つておきたいと思ひます。

○小野政務委員　だんく言葉の問題

になるのでございますが、私の意見を申し上げますと、住民の納得が地方議会の上に反映することが最も望ましい。先ほど地方団体の考え方と申しましたが、地方団体を構成しておりまするものといいたしましては、自治機関もあればまた議決機関もあるわけでありまして、わが国の地方制度における運営の方式といふものにつきましては、立花さん也十分御承知のことと思うのであります。しかしながら、基本的に議会議長主義を認める限りにおきまして

は、住民の意思なり住民の納得の氣勢がその議會に反映いたされまして、団体の運営をやつて行くということが最も望ましいことであるという氣持から申し上げた次第であります。

○立花委員　ちよつと資料的にお尋ねしたいのですが、現在種痘類

の法定外独立税がありまして、その金額はトータルで幾らになっておるか、ちよつとお聞かせ願ひたい。それを目安として大体どれくらいに軽減しようとしてゐるか、資料的に数字的にお知らせ願ひたいと思います。

○奥野政府委員 種類で申しますと百八十種類くらいに及んでおります。金額で言いますとちよつと私はつきり覚えておりませんが、約二十億圓くらいではないかと存じております。今度の改正案によりましては重複課税等のものを整理しなければなりませんので、特に地方財政委員会が指定したもので残らないというふうな税法案になっております。

○立花委員 その見直しはまだわかりませんか。

○奥野政府委員 大幅に減額になりますので、残るものがむしろ例外だといひ

うふうにお考えいだいてさしつかえないと思います。

○立花委員　ちよつと聞いておきますが、青森の場合などは、あれば例外なんでしょうか。どういう意味で例外ですか、お答えを願いたい。

○奥野政府委員　青森のりんご・税の問題はまだ決定されておりませんので、どのような措置が地方財政委員会で行われるかわからないわけでございますが、新しい法律が成立いたしましたしから後、初めて地方財政委員会にかかる

○立花委員　大部分の法定外独立税が廃止になるという見通しだとおっしゃいましたので、はつきりその見通しがない限り、税の増減が不明なままでは、税の増減が与えられるわけではございませんで、その際に否定するか、肯定するかということはまだ未定の問題であるわけであります。

お立ちになつておるのなら、青森の組合もはつきり見通しがついておるわけでありませう。そう思つてお尋ねしたけであります。

○奥野政府委員　私が大部分廃止したというふうに申し上げましたのは、現在の法定外独立税の大部分が固定資産税に吸収されますのと、もう一つは赤字企業に対しまして特別な税を課しておるのでありますけれども、附加価値税が創設されますと、この趣旨の法定外独立税が意義をなくしますので、そういう意味合いから当然新法から法定外独立税の大部分がなくなる、こういうように申し上げておるわけでありませう。

○立花委員　個々の税に入りたいと思ひます。入場税は警察税であるといふことは明かだと思ひます。これは前の地方財政委員会でごさいますか、や

しか神田さんだと思いますが、そういうふうな發言をなさつて、事實各地方団体におきましても、入場税は警察の費用にあてておる、額においても大体見合うようになっておりますし、總額におきましても警察費の六割くらいは入場税で行つておるようでございますが、そういう入場税を今後やはり存置なさるといふことは、私どもどうも不可解なんでございまして、特に府県にこれが移りますと、府県では御承知のやうに警察の費用はあまりに、

ずなんです。ございますが、これをどういうふうにお使いになるつもりでございませうか、お聞きしておきたいと思っております。

○小野政府委員 お答え申し上げます。ただいま立花さんが入場税が警察税であるというふうに言われたのであります。

第一類第三号 地方行政委員会義

第貳号 昭和二十五年七月十八日

元世宗

1000

ふたつは、この施設等を利用したまま

た所有者に対して、いわば一種の連座的と申しますか、連座的な規定を設けて、納入義務の代行をしてもらうに従いまして所有者は特別徴収義務者と連座納入の義務を負うわけではないので、一種の保証債務と申しますか、さような考え方を入れているような次第であります。

○立花委員 そういうことが現在の民法の概念から申しまして、あるいはその他の考え方から申しましては許されるかどうか。私非常に大きな疑問があると思うのでございます。こういうことは地方税法で定められても、あるいは無効じゃないかと思うのであります。が、どういふ法的な根拠に基いているか、確たる根拠をお知らせ願いたいと思ひます。

○奥野政府委員 新しくそういう制度を設けたので、ここに提案いたしておるわけでありまして、一応従来からありました制度で申し上げますと、納税義務、あるいは特別徴収いたしました税金の納入義務、こういうものにつきましては連座義務を課しております。と言いますのは共同主権にかかりますような場合には、共同主権者は連座して税金を納入しなければならぬ義務を負つておられますし、あるいは土地、家屋等共有いたしております場合には、共有部分のいかににかかわりませず、金額につきまして連座して納付しなければならぬ義務を負つておるわけでありまして。そういう思想を拡張したものであるというふうにお考えいただけばよろしいと思ふのであります。ただ映画興行等の例を取上げますと、その間の所有者と、それから興行を主催いたします者とが必ずしも共同主権

という形はとつていないような場合もあるわけではございますが、ただ正しく税金を納入するような興行をやつてくれるものであるかといふことになしに、所有者が小屋を貸すといふのでなく、ある程度は今申しました連座納入義務の概念を持つた行き方で、果すべき義務を完全に果せる人に貸すといふふうなかつこうに、所有者も運営して行つてもらいたい。こういう希望をこの條文に表明しているといふふうに御判断いただきたいと思ひます。

○立花委員 これは希望でございますが、希望だつたら必ずしもやらなくてもよろしいといふことになるのでありますが、そういう希望的な精神的な規定なのでございませうか。私さういふやないと思ふ。罰則もついておられますし、やはり納めなければいけない、納めなければならぬとられるといふものじやないのでしょうか。

○奥野政府委員 私は立案いたしました趣旨を申し上げておるのであります。これに成文化いたしましたあかつきには、強制的な義務になると思ひます。

○立花委員 小屋主は正しい興行をやるものに小屋を貸さなければいけない。そういう建前から、正しくないものに貸したんだから小屋主も連座責任があるといふふうに言われるのでございしますが、正しいか正しくないかは別問題だと思ひます。いくら正しくやりましても、興行が当りませんと損をいたします。その場合にはやはり損を税金も払えないことになるのは当然なものでございしますが、そういうことも、あなたの御説明によりまして、小屋主まで興行の危険と申しますか、投機的

な性格に責任があるということになると思ふのでございまして、これでは私は小屋主に不当な責任を持たすことになると思ひます。そういう建前からお考えになりますと、非常に不当な責任を、また不当な責任を生ずるところの不当な負担を小屋主にかけるところになると思ふのでございします。これはもつと納得のいく御説明をいただきませんと、今のような、正しく興行するかどうかを小屋主が見きわめて小屋を貸さないから、また貸すべき責任があるから、連座責任として小屋主に税金を納めさせるのだといふのでは納得できませんから、この点もう少し納得の行く御説明をお願いしたいと思ひます。

○奥野政府委員 どうも根本的の考え方に若干食い違いがあるのではないかとと思ひます。いろいろ興行をやつて、損をしたから税金として受取つたものも使つてしまつてよろしいんだという観念は、われ／＼やはり持つべきではないと思ふのであります。もとより興行いたしました場合には、損をする場合もありあるいは大きく利益を上げる場合もありますけれども、入場税として徴収したものはやはり地方団体の税金として徴収いたしました。言いかえれば地方団体の税金として預つておるものであります。この預つておるものでも損したからそれは使つてよろしいんだ、だから所有者に義務を負わせることは酷ではないかといふお考えはわれ／＼としてはとりがたいのであります。やはり税金を徴収し、税金として預つておるんだという建前を貫いて行きたいと思ふのであります。もとより興行をして損をした場合はもとに金の毒なことで同情すべきことで

ありますが、しかし税金の問題はやはり別のものだといふ観念をもつて行きたい、かようにわれ／＼は考えておるのであります。

○立花委員 私は、納めるべきものをとつておきながら納めないと言つておるのではない。善意で正しく興行いたした場合には、私はこれは決して小屋主の責任ではないと思ふのであります。小屋主の責任と言ひますが、小屋主の責任ではありませぬので、その責任を小屋主にまで持つて行くことはあまり言つておるのではない。特にこれが予納制とからんで参りますと、そういうことがやうまく行くといふ見通しで予納制をやられまして場合に、やはり小屋主が連座責任で負担をしなければいけないといふことになつて参りますと、おそれる小屋主は小屋料を非常に高くするでございませうし、うっかりした団体は小屋が借りられないという状態になつて来るわけでありまして。この点で、私はあなたの言われるように、不正をされないようにとか何とかいう建前から言つておるのでは決してない。實際上不都合な面が起つて、かけるべきでない責任を小屋主に負わすことになる。しかもそれは日本の民法その他から申しまして決して妥当とは思われなから申しておるのであります。納められない税金は納めなくてもいいといふ根本的な建前から申しておるのではございませぬから、その点はひとつ誤解のないように願ひます。

○奥野政府委員 できませうれば、こういう規定のない方が好ましいかもしれませぬ。しかしながら、最近の風潮を眺めておられますと、最初から脱税の意図を持つて興行をやつておる事例も若干見受けられて参りましたので、地方団体の要望にこたへまして、こういう規定を置いたわけでありまして。しかしながら、一律にこの規定を發動するわけではございませぬので、御承知のように、単に地方団体にこういう権能を付与しただけでございまして、実情を見きわめた上、必要が参ります場合には、こういう措置を地方団体がとることができるようになつておるわけではございします。もとより小屋を貸す人たちは、興行者が損をいたしました場合には、小屋の貸付料をもらえないかもしれませぬ。そういう問題は根本にあるわけではございします。もとより不当に脱税するような人たちに對して、小屋を貸すこともないだろうと思ひますけれども、その義務をさらに入場税相当額の納入義務にまで高めまして協力してもらいたい、脱税を防止する意味において小屋の所有者にも協力してもらいたい、こういう意味合いにおいてこの権能を地方団体に与えるように立案いたしましたわけではございします。

○立花委員 協力してもらいたいといふような希望的な條文ではないわけでは、あなたも言われましたように、これは強制的な條文になつてくるわけですね。それを小屋主に負わすといふことは、現在の日本の法的な概念から申しましても、あるいは債権債務の考え方から申しましても、あるいは税金の根本的な考え方からいたしまして、これは明かに私は不当だと思ひます。納税者、徴税義務者、それ以外に全然第三者である小屋主が税金を負担しなければならぬといふようなことは、これ

してもよいのではないか。わからないものに今から網を張つて待つてゐるといふやり方は、私どもは非常に納税者に對して悪い影響を与えるのではないかと思ひますので、この点はとらないといふふうにおきめ願ひたい。特に漁業権税の問題は影響するところ甚大でございまして、全国の何百万の漁民の大きな関心事でございしますから、はつきりそういうふうによつていただきたいと思ひます。次官の御意見を承りたい。

○小野政府委員　昨日の連合審査会におきまして、関係政府委員からも御答弁申し上げましたように、新漁業法が実施されましたあかつきにおきまして

は、現行の地方税法中に定められており、再検討をいさなければならぬ時期が当然到来するわけでありまして、その機会に十分な検討を加えて参りたい。ただ、なだいま立花さんから言われましてどうか、今から漁業権税を廃止してはどうか、こういう御意見をございしますが、漁業権税もまた地方財政の現状から考えますと、相当の財源と相なつておられますので、全体の財政運営の見地から考えまして、ただいかにこれと廃止する、という考えはさ

つておりません。

○立花委員 次官の御答弁はたえず財政需要の見地から言つておられるのでございますが、やはり納める者の身になつてひとつ考えていただきたい。財政需要、財政需要と申しておりますが、幾らとつてもこれはとり切れないと思う。財政需要ということも、払えるか払えないかということを考えておきまなりませんと、困ると思うのであり

ます。ですからそういう点で漁業権税の問題もつきりお考えください。そして財政的に必要だから、これは二重課税になつても置いておくのだという考え方は、やはり考え直していただきたいと思ひます。

それから狩獵者税でございますが、狩獵者と申しますものは、非常に特殊なものでございまして、この中には私は遊獵的なものとまづたゞ職業的なものと二つあると思ひのでありまして、これを区分する必要があるのではないかとと思ひますが、これを区分するお考えがあるのかないのか、全般的に見まして狩獵者の数と、それからその中で趣味的なもの職業的なものと、どういふふうなわけ方になつてゐるか、ひとつお知らせ願ひたい。

○小野政府委員 狩獵者税は御承知のごとく免許を受けて狩獵をする場合、言いかえれば狩獵行為に対して課税せられるいわば特權税でございますので、この法律案といたしましては、今申されましたような遊獵の場合と、しからざる場合との區別は設けておらないのでございまして。

○立花委員 これは私はぜひひとつ區別していただきたいと思ふ。この忙しいのに鉄砲を持つて山を歩きまわる連中に、それだけで食つてゐる連中と同じ税金をかけるということはべらぼうなことである。これは區別をされまして、鉄砲を持つて日本中島を打つてまわつてゐる連中には、税金をかけていただきたいと思ひます。

次は市町村の自動車税、荷車税であります。これは私はぜひやめていただきたい。特に荷車税などは年額八百円もとのですが、今言いましたよう

に、びか／＼光つて百万円も二百万円もする自動車に乗つておられます。一万五千円ぐらゐしかかからないのに、百姓になつてはならない荷車、こういうものに年八百円もかけるのはべらぼうなことではないかと思ひます。こういう考え方は税の比較からいたしまして、額の比較からいたしまして、明らかにこれは税の均衡という建前に反してゐると思ひのでありまして、こういう税金をとるというお考え

自体が、私は非常に間違つてゐるのではないかと思ひます。これはぜひひとつやめていただきたいと思ひます。自動車税にいたしまして、自動車税をたくさん持つておられます、貸し自動車屋をやるとか、あるいはこの自動車を持つてゐること自体が、何らかの營業をやつてゐるという場合は別でございますが、農村から近くの工場へ通ひ

ましたり、あるいは子供が近くの新制中学などへ通ひますのに自動車税をかけた、あるいは肥料を運ぶ荷車に荷車税をかけたります。こういうことは行き過ぎじやないかと思ひのであります。政府の方針といたしまして、この際府県、市町村を通じての雑税を整理されるというのであれば、こういうものこそまづ先にやめるべきではないかと思ひます。なぜかういふふう

に自動車税、荷車税をお置きになつておられるのか、ひとつその理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。また自動車税に対して荷車税が八百円になつてゐるという、この金額の比率の点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 自動車税、荷車税は、いわば物件に対する課税でございますが、しかし今回の税法案の趣旨か

ら考えますと、固定資産税の対象となるべきものであります。しかしながら、ただいま御指摘になりましたような事情等も勘案いたしまして、固定資産税からはこれをはずしまして、独立の税として適當な税率によつて御負担を願ひ、かういふことにいたしましたような次第で、ただいま御意見のありましたような点につきましては、なお将来の研究問題といたしたいと考へております。

○立花委員 これは固定資産税の中に入れば税金はかからないのです。子供が乗つて学校へ行く自動車なんかには税金はかからないわけですね。そうだとすれば、やはり農村の子供が新制中学へ通ひ自動車なんかには、なるべくかからないような建前でこの税法をつくりになるのが親心ではないかと私は思ふのです。それをわざ／＼固定資産からはずしまして、自動車税としてとれるような形で、とれるところからとらうという形が、やはりはつきりと現れてゐると思ひのであります。こういう点でひとつ自動車税、荷車税を廃止するといふ方針をばつきりしていただきたいと思ひますが、もう一度この自動車税の問題についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小野政府委員 大休荷車税、自動車税の税率を算定いたします場合におきましては、各都道府県等地方団体における税率等を調査いたしまして、それを基礎として大體適當なところに押えたような次第で、特別にこれを高く課税するといふ考へではないのでござい

ます。

○立花委員 最後に希望を申し上げておきますが、子供を学校へやるといふことは、現在実は非常にないへんなところになつております。それが子供が乗つて学校へ通ひ自動車にまで税金をとられるといふことになりまして、おそれるこれは新制中学に行く時代になりますと、自動車を買つても御承知のやうに一台一万四千近くかかります。それに年々税金がかかつて来ます。そうしますと学校に行くのをやめるといふことになつて来るのではないかと。現在の困窮した農村ではこれからどういふ

ことが起つて来るのではないかとと思ひますが、やはりそういう点も十分お考へになつて、私はこの自動車税、荷車税の問題を善処していただきたいと思つております。

それから電気ガス税でございますが、これは前の国会からも問題になつておりましたし、きのうも社会党あたりから意見が出ておりましたが、農業用の電力に対して政府は免税なされるお考へがあるかどうか、聞いておきたいと思ひます。

○小野政府委員 昨日来、電気ガス税につきましては、いろいろ御論議があつたのでございまして、ただいまお話をのありました農業用電力について、これを非課税もしくは免税にするという考へは持つておりません。

○立花委員 しかし電業業にはほとんど免税してゐるが、この農業用電力には免税しないという理由を、ひとつお聞かせ願ひたいと思ふ。

○小野政府委員 現在あります電気ガスの免税規定をなぜ置いたかという問題から出発するわけなんですけれども、当時のお価格統制というものが相当広範圍に実施されておりました、またすでにその反面価格調整金が

国から支出されておつたわけであります。かういふふうな関連から国の財政にも関連を持つて参りますので、その辺で線を引きまして免税規定を置いたわけでありまして。しかしながら、この免税規定を置いておることがはたしていいのか悪いのかということが根本の問題になるわけであります。価格調整金が交付されておりました間は、電気ガス税をとりましたならば、それだけ価格調整金をよけい交付しなければならぬといふ、持つてまわつた問題になつて参るわけであります。しかしながら、そういうものが最近大幅になくなつて参りましたので、むしろあまいな助成策をとることはやめて、助成の必要があるものは、それに対して交付金を交付するなり何なりしたらいいのではないかと考へ方もあるのではないかと。そういう意味において、御承知のように地方財政委員会設置法の中に、現在あるいろいろな免除の規定は再検討を加えて、次の国会にそれを報告しなければならぬという規定になつておりますので、さしあたり電気ガス税につきましては、あまり修正を加えないといふふうなことで、ここに提案されておるわけであります。實際問題といたしまして、免除をしますものと、課税しますものとを区分は非常に困難でございます。實際に運用の面においてもむづかしいだらうと思ひます。助成の面においてはやはり別の補助金を交付するなり何なりすべきことであつて、原則として免税の制度によるのがほんとうだと思つております。

○立花委員 非常にうづはな考へたと思ひますが、それをひとつ補充され

るべきものであります。しかしながら、ただいま御指摘になりましたような事情等も勘案いたしまして、固定資産税からはこれをはずしまして、独立の税として適當な税率によつて御負担を願ひ、かういふことにいたしましたような次第で、ただいま御意見のありましたような点につきましては、なお将来の研究問題といたしたいと考へております。

まして、農業用電力にも免税願いたいと思ひます。価格統制をやつておる工業、あるいは具体的に申しますと、価格補助金等をやつておる工場もあるだろうと思ひますが、こういうところを標準として免税されたとするならば、たとへば農業の問題ですと、外麦等の輸入に對しては、莫大な価格補助金を出しておるわけでありませう。こういうものに對しては補助金を出しておるから免税の対象になるというのであれば、四百億もの莫大な補助金を出しておりますところの主食生産に従事しておる農業用電力は、当然免税にすべきである。これはあなたのお考えが一つであると思ひますから、それを徹底する意味におきまして、私は農業用の電力はぜひ免税になる必要があると思ひますが、もう一べん御意見を伺いたい。

受けるものとは別でございますので、そのような必要はない、こういうふうな考え方をしているわけでありませう。価格調整金を受けるものと電気ガス税を納付しなければならぬものが同一である場合には、今申し上げましたような関係が生ずる、かように申し上げておるわけでありませう。

と書いてありますが、京都の選挙では数百万枚のビラをまいておられますが、あれにみな税金がかかつて参りますと、税金だけでこれは立つて行けませうか、（そこがねらいなんだ）と呼ぶ者あり）そこがねらいなんですか。それを聞きたいと思ひます。

とする温泉地帯において講ぜられる措置でありまして、単にまつたく飲料的な温泉地帯においては、そういう規定を置くとかえつて意味をなさぬだろうということも考えられるわけでありませう。

力なる大蔵大臣の御出席を得まして、ひとつ今日は超重点的な問題を取上げまして、質問してみたいと思ひます。第一にお伺いしたいのは、地方税法案の不成立によりまして、政府は緊急の財政措置をいたしまして、平衡交付金の概算交付をいたしておられます。それと関連いたしまして、二百九十億の短期融資をしていられるのでございませう。この短期融資の利子に關しましては、大蔵大臣はいかようにお考えになつておられますか。地方自治体の負担にすべきではないかというところは常識でございませうが、まずこの点をお伺いしたいと思ひます。

〇農野政府委員 私が価格調整金との関連で申し上げましたのは、たとへば鉄鋼事業、これに對して鉄鋼の価格を統制しておりまして、その反面政府から相當の調整金が出ておつたわけでありませう。これで鉄鋼関係が相當の電気を消費するわけにございまして、これに電気ガス税を課税いたしますと、それだけ鉄鋼の生産費が上がるわけでありませう。そういったしまして、価格調整金をそれだけよい交付して行かなければならぬ。そういったしまして、結局地方財政で徴収すべきものを国庫財政で補填して行かなければならぬ、こういうことになるものでありませう。か、やむを得ず免除の規定を置いたわけでありませう。しかしながら今お話をになりました問題は、電気ガス税の免除を受けるものと、価格調整金の交付を

〇立花委員 普通の家庭におきましては、現在家賃よりも電気代の方が高いといふところが多分にあるわけでありませう。これにガスなどが入つて参りますと、電気代とガス代だけで数千円おつたわけにございませう。こういう場合にやはり一方的に軍需工業的なものだけに免税いたしまして、一般大衆にはそういう莫大な負担をかけておる。しかも同じ莫大な生産に従事しております農業に對しては、免税しないといふような考え方は、これは明らかに資本擁護的な地方税の政策であると言われても仕方があるまいと思ひますが、これはひとつ即時改定していただきまして、農業用のものも明らかに免除するといふことを規定していただきたいと思ひます。

〇農野説明員 温泉地帯におきましては、いろいろと特に施設を講じなければならぬ問題もございませうので、そういう経費と関係のあるものについて、ある程度収入をあげられるような道を開いておいた方がよろうと思ひます。入湯税が創設されたわけでありませう。同時にまた入湯客については、原則としては大体この程度の負担力があるだろうといふように考えておるわけでありませう。しかしながら、入湯客につきましても、中にはまつたく健康上の者もあり、しかも生計費に恵まれぬ人たもたくさんあるだろうと思ひますので、そういう者はやはりある程度認定によつて免除して行かなければならぬと思ひますが、地方団体には現に若干のうらみについて配慮を加へているところもございませう。これはそういうことを目的

〇立花委員 入湯税をおとりになるのであれば、奢侈税の意味でもつとおりになつた方がよいのではないか。二回十円ですと、一箇月温泉に行つておりましたも、三百円おつたといふのでありませう。これでは奢侈税の意味がないうと思ひますが、こういうところではとれる税金がたぐさんとおつたので、こういうものは私はおとりになつた方がよいのではないかと思ひます。それから接客入湯税は、年額にいたしまして、やはり千数百円という相當の額になりますから、これは私は絶対にやめていただきたいと思ひます。大体今日の予定はそこまでございませうから、これで終りたいと思ひます。

〇池田國務大臣 地方税法案の不成立によりまして、つなぎ資金としてたゞいま出しておりますお金は、四月ないし六月の間に二百億圓、こういうことに相なつておるのでございませう。それ以外に起債の前貸しとして四月、六月の間に四十億圓を計画いたしまして、七月に前貸しをいたしまして五十億圓計画いたしまして、それで二百九十億圓ということになると思ひますが、問題は起債の前貸しには問題はない。それであとの二百億圓のいわゆるつなぎ資金としての預金部融資の利子というものが問題であるのでございませうが、貸付けの状況を見ますと、御承知の通り四百億圓という平衡交付金を出しました関係上、預金部の貸出しは非常に遅れまして私が向うから帰りましたときに、その話を聞きましてところどころと出ていない。六月の十四日ぐらいに二百億圓、それから六月末で二百億圓の予定が百八十五億

〇農野政府委員 私が価格調整金との関連で申し上げましたのは、たとへば鉄鋼事業、これに對して鉄鋼の価格を統制しておりまして、その反面政府から相當の調整金が出ておつたわけでありませう。これで鉄鋼関係が相當の電気を消費するわけにございまして、これに電気ガス税を課税いたしますと、それだけ鉄鋼の生産費が上がるわけでありませう。そういったしまして、価格調整金をそれだけよい交付して行かなければならぬ。そういったしまして、結局地方財政で徴収すべきものを国庫財政で補填して行かなければならぬ、こういうことになるものでありませう。か、やむを得ず免除の規定を置いたわけでありませう。しかしながら今お話をになりました問題は、電気ガス税の免除を受けるものと、価格調整金の交付を

〇立花委員 普通の家庭におきましては、現在家賃よりも電気代の方が高いといふところが多分にあるわけでありませう。これにガスなどが入つて参りますと、電気代とガス代だけで数千円おつたわけにございませう。こういう場合にやはり一方的に軍需工業的なものだけに免税いたしまして、一般大衆にはそういう莫大な負担をかけておる。しかも同じ莫大な生産に従事しております農業に對しては、免税しないといふような考え方は、これは明らかに資本擁護的な地方税の政策であると言われても仕方があるまいと思ひますが、これはひとつ即時改定していただきまして、農業用のものも明らかに免除するといふことを規定していただきたいと思ひます。

〇農野説明員 温泉地帯におきましては、いろいろと特に施設を講じなければならぬ問題もございませうので、そういう経費と関係のあるものについて、ある程度収入をあげられるような道を開いておいた方がよろうと思ひます。入湯税が創設されたわけでありませう。同時にまた入湯客については、原則としては大体この程度の負担力があるだろうといふように考えておるわけでありませう。しかしながら、入湯客につきましても、中にはまつたく健康上の者もあり、しかも生計費に恵まれぬ人たもたくさんあるだろうと思ひますので、そういう者はやはりある程度認定によつて免除して行かなければならぬと思ひますが、地方団体には現に若干のうらみについて配慮を加へているところもございませう。これはそういうことを目的

〇立花委員 入湯税をおとりになるのであれば、奢侈税の意味でもつとおりになつた方がよいのではないか。二回十円ですと、一箇月温泉に行つておりましたも、三百円おつたといふのでありませう。これでは奢侈税の意味がないうと思ひますが、こういうところではとれる税金がたぐさんとおつたので、こういうものは私はおとりになつた方がよいのではないかと思ひます。それから接客入湯税は、年額にいたしまして、やはり千数百円という相當の額になりますから、これは私は絶対にやめていただきたいと思ひます。大体今日の予定はここまでございませうから、これで終りたいと思ひます。

〇池田國務大臣 地方税法案の不成立によりまして、つなぎ資金としてたゞいま出しておりますお金は、四月ないし六月の間に二百億圓、こういうことに相なつておるのでございませう。それ以外に起債の前貸しとして四月、六月の間に四十億圓を計画いたしまして、七月に前貸しをいたしまして五十億圓計画いたしまして、それで二百九十億圓ということになると思ひますが、問題は起債の前貸しには問題はない。それであとの二百億圓のいわゆるつなぎ資金としての預金部融資の利子というものが問題であるのでございませうが、貸付けの状況を見ますと、御承知の通り四百億圓という平衡交付金を出しました関係上、預金部の貸出しは非常に遅れまして私が向うから帰りましたときに、その話を聞きましてところどころと出ていない。六月の十四日ぐらいに二百億圓、それから六月末で二百億圓の予定が百八十五億

〇農野政府委員 私が価格調整金との関連で申し上げましたのは、たとへば鉄鋼事業、これに對して鉄鋼の価格を統制しておりまして、その反面政府から相當の調整金が出ておつたわけでありませう。これで鉄鋼関係が相當の電気を消費するわけにございまして、これに電気ガス税を課税いたしますと、それだけ鉄鋼の生産費が上がるわけでありませう。そういったしまして、価格調整金をそれだけよい交付して行かなければならぬ。そういったしまして、結局地方財政で徴収すべきものを国庫財政で補填して行かなければならぬ、こういうことになるものでありませう。か、やむを得ず免除の規定を置いたわけでありませう。しかしながら今お話をになりました問題は、電気ガス税の免除を受けるものと、価格調整金の交付を

〇立花委員 普通の家庭におきましては、現在家賃よりも電気代の方が高いといふところが多分にあるわけでありませう。これにガスなどが入つて参りますと、電気代とガス代だけで数千円おつたわけにございませう。こういう場合にやはり一方的に軍需工業的なものだけに免税いたしまして、一般大衆にはそういう莫大な負担をかけておる。しかも同じ莫大な生産に従事しております農業に對しては、免税しないといふような考え方は、これは明らかに資本擁護的な地方税の政策であると言われても仕方があるまいと思ひますが、これはひとつ即時改定していただきまして、農業用のものも明らかに免除するといふことを規定していただきたいと思ひます。

〇農野説明員 温泉地帯におきましては、いろいろと特に施設を講じなければならぬ問題もございませうので、そういう経費と関係のあるものについて、ある程度収入をあげられるような道を開いておいた方がよろうと思ひます。入湯税が創設されたわけでありませう。同時にまた入湯客については、原則としては大体この程度の負担力があるだろうといふように考えておるわけでありませう。しかしながら、入湯客につきましても、中にはまつたく健康上の者もあり、しかも生計費に恵まれぬ人たもたくさんあるだろうと思ひますので、そういう者はやはりある程度認定によつて免除して行かなければならぬと思ひますが、地方団体には現に若干のうらみについて配慮を加へているところもございませう。これはそういうことを目的

〇立花委員 入湯税をおとりになるのであれば、奢侈税の意味でもつとおりになつた方がよいのではないか。二回十円ですと、一箇月温泉に行つておりましたも、三百円おつたといふのでありませう。これでは奢侈税の意味がないうと思ひますが、こういうところではとれる税金がたぐさんとおつたので、こういうものは私はおとりになつた方がよいのではないかと思ひます。それから接客入湯税は、年額にいたしまして、やはり千数百円という相當の額になりますから、これは私は絶対にやめていただきたいと思ひます。大体今日の予定はここまでございませうから、これで終りたいと思ひます。

〇池田國務大臣 地方税法案の不成立によりまして、つなぎ資金としてたゞいま出しておりますお金は、四月ないし六月の間に二百億圓、こういうことに相なつておるのでございませう。それ以外に起債の前貸しとして四月、六月の間に四十億圓を計画いたしまして、七月に前貸しをいたしまして五十億圓計画いたしまして、それで二百九十億圓ということになると思ひますが、問題は起債の前貸しには問題はない。それであとの二百億圓のいわゆるつなぎ資金としての預金部融資の利子というものが問題であるのでございませうが、貸付けの状況を見ますと、御承知の通り四百億圓という平衡交付金を出しました関係上、預金部の貸出しは非常に遅れまして私が向うから帰りましたときに、その話を聞きましてところどころと出ていない。六月の十四日ぐらいに二百億圓、それから六月末で二百億圓の予定が百八十五億

〇農野政府委員 私が価格調整金との関連で申し上げましたのは、たとへば鉄鋼事業、これに對して鉄鋼の価格を統制しておりまして、その反面政府から相當の調整金が出ておつたわけでありませう。これで鉄鋼関係が相當の電気を消費するわけにございまして、これに電気ガス税を課税いたしますと、それだけ鉄鋼の生産費が上がるわけでありませう。そういったしまして、価格調整金をそれだけよい交付して行かなければならぬ。そういったしまして、結局地方財政で徴収すべきものを国庫財政で補填して行かなければならぬ、こういうことになるものでありませう。か、やむを得ず免除の規定を置いたわけでありませう。しかしながら今お話をになりました問題は、電気ガス税の免除を受けるものと、価格調整金の交付を

〇立花委員 普通の家庭におきましては、現在家賃よりも電気代の方が高いといふところが多分にあるわけでありませう。これにガスなどが入つて参りますと、電気代とガス代だけで数千円おつたわけにございませう。こういう場合にやはり一方的に軍需工業的なものだけに免税いたしまして、一般大衆にはそういう莫大な負担をかけておる。しかも同じ莫大な生産に従事しております農業に對しては、免税しないといふような考え方は、これは明らかに資本擁護的な地方税の政策であると言われても仕方があるまいと思ひますが、これはひとつ即時改定していただきまして、農業用のものも明らかに免除するといふことを規定していただきたいと思ひます。

〇農野説明員 温泉地帯におきましては、いろいろと特に施設を講じなければならぬ問題もございませうので、そういう経費と関係のあるものについて、ある程度収入をあげられるような道を開いておいた方がよろうと思ひます。入湯税が創設されたわけでありませう。同時にまた入湯客については、原則としては大体この程度の負担力があるだろうといふように考えておるわけでありませう。しかしながら、入湯客につきましても、中にはまつたく健康上の者もあり、しかも生計費に恵まれぬ人たもたくさんあるだろうと思ひますので、そういう者はやはりある程度認定によつて免除して行かなければならぬと思ひますが、地方団体には現に若干のうらみについて配慮を加へているところもございませう。これはそういうことを目的

〇立花委員 入湯税をおとりになるのであれば、奢侈税の意味でもつとおりになつた方がよいのではないか。二回十円ですと、一箇月温泉に行つておりましたも、三百円おつたといふのでありませう。これでは奢侈税の意味がないうと思ひますが、こういうところではとれる税金がたぐさんとおつたので、こういうものは私はおとりになつた方がよいのではないかと思ひます。それから接客入湯税は、年額にいたしまして、やはり千数百円という相當の額になりますから、これは私は絶対にやめていただきたいと思ひます。大体今日の予定はここまでございませうから、これで終りたいと思ひます。

〇池田國務大臣 地方税法案の不成立によりまして、つなぎ資金としてたゞいま出しておりますお金は、四月ないし六月の間に二百億圓、こういうことに相なつておるのでございませう。それ以外に起債の前貸しとして四月、六月の間に四十億圓を計画いたしまして、七月に前貸しをいたしまして五十億圓計画いたしまして、それで二百九十億圓ということになると思ひますが、問題は起債の前貸しには問題はない。それであとの二百億圓のいわゆるつなぎ資金としての預金部融資の利子というものが問題であるのでございませうが、貸付けの状況を見ますと、御承知の通り四百億圓という平衡交付金を出しました関係上、預金部の貸出しは非常に遅れまして私が向うから帰りましたときに、その話を聞きましてところどころと出ていない。六月の十四日ぐらいに二百億圓、それから六月末で二百億圓の予定が百八十五億

〇農野政府委員 私が価格調整金との関連で申し上げましたのは、たとへば鉄鋼事業、これに對して鉄鋼の価格を統制しておりまして、その反面政府から相當の調整金が出ておつたわけでありませう。これで鉄鋼関係が相當の電気を消費するわけにございまして、これに電気ガス税を課税いたしますと、それだけ鉄鋼の生産費が上がるわけでありませう。そういったしまして、価格調整金をそれだけよい交付して行かなければならぬ。そういったしまして、結局地方財政で徴収すべきものを国庫財政で補填して行かなければならぬ、こういうことになるものでありませう。か、やむを得ず免除の規定を置いたわけでありませう。しかしながら今お話をになりました問題は、電気ガス税の免除を受けるものと、価格調整金の交付を

〇立花委員 普通の家庭におきましては、現在家賃よりも電気代の方が高いといふところが多分にあるわけでありませう。これにガスなどが入つて参りますと、電気代とガス代だけで数千円おつたわけにございませう。こういう場合にやはり一方的に軍需工業的なものだけに免税いたしまして、一般大衆にはそういう莫大な負担をかけておる。しかも同じ莫大な生産に従事しております農業に對しては、免税しないといふような考え方は、これは明らかに資本擁護的な地方税の政策であると言われても仕方があるまいと思ひますが、これはひとつ即時改定していただきまして、農業用のものも明らかに免除するといふことを規定していただきたいと思ひます。

〇農野説明員 温泉地帯におきましては、いろいろと特に施設を講じなければならぬ問題もございませうので、そういう経費と関係のあるものについて、ある程度収入をあげられるような道を開いておいた方がよろうと思ひます。入湯税が創設されたわけでありませう。同時にまた入湯客については、原則としては大体この程度の負担力があるだろうといふように考えておるわけでありませう。しかしながら、入湯客につきましても、中にはまつたく健康上の者もあり、しかも生計費に恵まれぬ人たもたくさんあるだろうと思ひますので、そういう者はやはりある程度認定によつて免除して行かなければならぬと思ひますが、地方団体には現に若干のうらみについて配慮を加へているところもございませう。これはそういうことを目的

〇立花委員 入湯税をおとりになるのであれば、奢侈税の意味でもつとおりになつた方がよいのではないか。二回十円ですと、一箇月温泉に行つておりましたも、三百円おつたといふのでありませう。これでは奢侈税の意味がないうと思ひますが、こういうところではとれる税金がたぐさんとおつたので、こういうものは私はおとりになつた方がよいのではないかと思ひます。それから接客入湯税は、年額にいたしまして、やはり千数百円という相當の額になりますから、これは私は絶対にやめていただきたいと思ひます。大体今日の予定はここまでございませうから、これで終りたいと思ひます。

〇池田國務大臣 地方税法案の不成立によりまして、つなぎ資金としてたゞいま出しておりますお金は、四月ないし六月の間に二百億圓、こういうことに相なつておるのでございませう。それ以外に起債の前貸しとして四月、六月の間に四十億圓を計画いたしまして、七月に前貸しをいたしまして五十億圓計画いたしまして、それで二百九十億圓ということになると思ひますが、問題は起債の前貸しには問題はない。それであとの二百億圓のいわゆるつなぎ資金としての預金部融資の利子というものが問題であるのでございませうが、貸付けの状況を見ますと、御承知の通り四百億圓という平衡交付金を出しました関係上、預金部の貸出しは非常に遅れまして私が向うから帰りましたときに、その話を聞きましてところどころと出ていない。六月の十四日ぐらいに二百億圓、それから六月末で二百億圓の予定が百八十五億

かり出ております。回収は二十五億圓あります。そういたしますと、二百億の予定でもこれに対する金利はごく小さい金額になります。これを国が負担するか、地方が負担するか。これは国が負担するのが常識だと藤田君はおつしやいます。これは常識ではないと思ひます。借りた人が負担するのが常識である。しかしこういう特殊事情に考へまして国から何かめんどうを見ないかという問題になりますと、私はめんどうをできるだけ見たいと思ひます。その方法は御承知の通り今までの地方への貸付金——短期融資にしましても、起債にいたしましても、年九分ないし九分四厘という高率になつております。これを地方債につきましてはできるだけ今後安くしよう、そうすれば、六、七百萬の貸付金が今までののであります。これを二分程度安くすることによりまして非常な違いになるのであります。年に十二億圓とふんでおる。この短期融資の方の分は、先ほどお話し申し上げましたような関係で、利子の金額が非常に少ございますから、私は今までの貸付金の利子をおひき下げて引下げることにによりまして地方の負担を軽くしようという計画をいたしてあります。地方債の引下げは関係方面の承認あり次第、七分か七分二厘程度、すなわち二分余りを下げたい、この計画しております。そういたしますと、よほど地方の財源が出て来るということに相なる、これでひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○藤田委員 どうも非常に数字の権威でございまして、詳細な御説明でございまして、実は大蔵省預金部資金の長期債の利子に關しましては、大蔵省預金部資金運用規則がございまして、地方自治体としては償還期限も二十年になつております。従ひまして、これは地方自治体の既得権であるというふうに私は解釈いたしてあります。終戦後うなぎ上りに利子が非常に引上げになりました。貨幣価値と関連した措置をとられたのでございまして、大蔵大臣が常に言われる通りに、いわゆる安定期に入りましてこの際において、二分程度の引下げは当然であるというふうに解釈しております。でき得れば、一挙に五分程度に引き下げてもらえたらなおさらけつこうではなかつたかと思ひます。しかし先ほどの地方財政の空白を補うための短期債の利子の問題を、この長期債の利子の引下げによつてまかなうというところは、問題が別ではないかと思ひます。実はおそらくこれは大蔵大臣の親心から出た案と思ひますが、六月の下旬の閣議におきましては、短期債の利子に關しては、別途財源措置を講ずるといふ非常にけつこうな決定がございまして、私はこの決意の意味は、おそらく平衡交付金の増額なり、あるいはその他の方法によつて、町村自治体の理由によつて生じた利子でないために、国家において負担するといふ意味に解釈しております。たゞいまの御答弁の長期債の利子の引下げとは、別個な問題であるというふうには解釈しておりますが、いま一度この点に關してお伺ひしたいと思ひます。

○池田國務大臣 お話の点は二つあると思ひます。一つは長期債につきまして五分くらいに下げたらどうかというお話でございまして、御承知の通りに前は三分二厘とか、あるいは三分八厘と、いう低利でございまして。しかし郵政省関係の事務費が非常に増加いたしましたために、金利を九分程度に上げました。一昨年は五十一億圓の赤字であり、昨年は三十六億圓の赤字であつて、今年も当初予算では、三億六千万圓の郵政省の赤字といふことになりましたので、郵便貯金を一千億圓以上も預かつて、税金をもつてその赤字を埋めるというのには不適当だといふので引上げたのであります。最近是非常に郵便貯金が増えて参りまして、運用利益が多くなつた関係上、こういうふうな下げられるようになつたのであります。今後郵便貯金が増えて行けば、今申しました七分とか七分二厘といふことはもつと下げられる。こういう方向に向つて努力いたしたいと思つております。

第二の御質問の、長期債の利子を下げること、今回の融通資金の利子負担とは別個である、こういうお話ですが、一面もつともでございまして、閣議で予算的措置を講ずるといふことは、地方の負担が予定以上に大きくならないように、少くなるような方法を講ずるといふことで、その利子額を非常に下げることによつて、地方の財政がそれだけゆたかになれるといふのではないかと、こういうふうな了承いたしておるのであります。閣議におきましてこの点は私から申し上げております。

○藤田委員 長期債の利子の引下げ、これはおそらく期限の問題とも関連して来ると思ひますが、大体いつごろから実施になる御予定か。地方自治体にとりましては非常な朗報でございまして、この機会に大體の見直しをお聞きしたいと思ひます。実は終戦後相当とを聞かれておるのであります。大蔵省といつたしましても、また郵政省といつたしましても、閣議決定をもつて関係方面に折衝に當つております。今なお両院の決議並びに閣議決定に沿つた指令が出ないのであります。御承知の通りに、昭和二十一年の一月に司令部のスキヤツピンによりまして、統合して運用する、こういうことに相なつております関係上、どうしても向うの許可が出ないと、御意思に沿うわけに行かぬ状況に相なつておるのであります。最近郵政大臣も新たに來られまして、ぜひ大蔵大臣みずから行つて折衝しろ、こういうお話でありますので、私から折衝に行こうと思つております。ちよつと速記をやめていただきます。

○前尾委員長 ちよつと速記をやめてください。

○池田國務大臣 簡易保険、郵便年金を大蔵省からとることによつて、大蔵省の機構がどうなるか、こういう問題でございまして、大蔵省におきまして、預金部の仕事をいたしますのに、前は二、三百億圓の資金を動かして、預金部長官を置いて、非常に龐大な組織でやつておつたのであります。ただいまは千七、八百億圓の預金を動かすのに課長一人、そして事務官十五、六名でやつておる。だから大蔵省の機構は、千七、八百億圓の金を動かすのに一課長と十数人の事務官でやつておる。こういう状況でございまして、かゝる簡易保険とか郵便年金が、たゞ郵政省へ行くことになりまして、機

でありませう。従いまして簡易保険、郵

人事院から再勧告があるようでご

した際の大蔵省の親心を、この際再び發揮していただきたいという希望を申

の歳出の点について検討が足りなかつた。これはぜひとも見てもらわなければ

きると思います。たとえば債務償還費のごときものから、平衡交付金の増額

思いますが、もう一点お伺いしたいのは、ただいま大蔵大臣が言われた通り、今年の地方の予算というのは相当膨大になっております。われ／＼しろとでございしますが、はたしてもし既定方針通り歳入が上つた際において、これを有意義に使い切れるかどうかという点に疑問もあるわけでございますが、この点に關しまして国全体の財政計画の見地から、大臣はどういうふうに見ておられますか、おそろく多少歳入過剰になりはしないかという見通しを持つておられる人もありますので、簡単に伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 私には地方の四千五百億の歳出の内容について、まだ十分見えておりませんので、ここではつきり申し上げる自信はないのでありますが、相当切りつめられるのではないかと、う氣はいたしております。しかし歳入の方で十分上つて来るかという問題になりますと、これはなかなかむずかしいのではないかと、この點に關しては、吉

○鹽田委員 次に伺いたいのは預金部資金の許可の問題でございますが、先ほど大蔵大臣が申された通り、この資金は各官庁に分散の趨勢にあります。この際関係法令を改正いたしまして、地方財政を最も知悉いたしておられます、しかも新發足の地方財政委員会の専管事項にされたら、今後ますます資金運用の妙を發揮するのではないかと、この點に關しては、先ほど大臣が現在預金部長官もいなくて、わずかに資金課長のもとに少数の陣容でやつておられることを申されましたので、この際この點に關して思ひ切つた措置を講ぜられまして、吉

田總理がいづれ言われる通り、行政の簡素化を斷行する一つの大きな手になりはしないかというふうなことを考へておりますが、御意見を伺ひます。

○池田国務大臣 預金部の金を使ひますのに借手の方の専管にするということとはなかなかむずかしいのではないかと、地方自治法でやつておられる配分を一委員會の方にお譲りになることはけつこうかと思ひますが、大蔵省としては大衆の金を預つておられるのですから、地方財政委員會でかつてにそれをやらせては迷惑でございます。どこへ貸すかということにつきましては、やはり債務者の状況を調べなければならぬと思ひます。従ひまして金は大蔵省で預つておられる人が判断をなさる。最近起債の問題とか、あるいは貸付の問題が非常に時期的に運れるというふうなお話がございます。私も閣議で非常に非難を受けたのであります。先ほどお話をいたしました六月二十日ごろでございましたが、平衡交付金はみな出ておるが、二百億円のうち百二億円しか出ていない。預金部は貸しし

まだわくはきまつておりません。自治庁の方から来ておられない。それでは預金部には金が集まるばかりで、金詰りを激化するというので、われ／＼は起債の前貸しを進んでやつておる。どこへなんぼ貸していいかわからないので、とにかく予定額の半分だけはみんな貸してやろうというので、前貸しを大蔵省はやつておられる状況で、決して貸付をしつたり、ぐす／＼したりしてはいるようなことはないのです。進んで前貸しをするという態度をとつておるのであります。

○鹽田委員 その点は承いたしました。が、実はこの起債を許可するのに關しまして、大蔵省においては預金部資金課、國庫課、地方課と關係課がたゞさんございまして、慎重過ぎるほど慎重に審議されておるようです。私が先ほど申しましたのは、この際大蔵省からすべての権限を手放せという意味ではございません。たとへば公營企業に幾ら、一般車事業に幾ら、災害復旧に幾らという大わくは、國家財政にも關連がございまして、大わくの配分は大蔵省で大体つかむ。しかし具體的な個々の町村に關する許可に關しましては、財政委員會でいいのではないかと、この點に關しては、先ほどお話をいたしました。たゞ大蔵大臣が決定をされたならば、ただちに実施できるのではないかと、法律でや

○池田国務大臣 お話こつともな点はあります。たゞ公營企業費、災害復旧費、一般車事業費、幾らという大わくは、國家財政にも關連がございまして、大わくの配分は大蔵省で大体つかむ。しかし具體的な個々の町村に關する許可に關しましては、財政委員會でいいのではないかと、この點に關しては、先ほどお話をいたしました。たゞ大蔵大臣が決定をされたならば、ただちに実施できるのではないかと、法律でや

はあるのですが、たとへば公營企業費の九百九十億圓、これは大蔵省でわくをきめて各省に渡す。この予算の問題と、人から預つた金をどういうふうにするかということとは違ふのです。事務の簡素化ということは政治の要諦でございまして、私もできるだけ簡単にしたいと思ひますが、事柄は違ひます。予算の點についてはわくをきめて各省に渡す。しかしこつちはコンマ一シャル・ペース、商売でございます。商売でございますから回収のことも考へたり、年賦償還の問題で債務者の財政状況を見たり、これはさうしないと大衆の預金を預つておるのですから事柄が違ひます。だからこの問題はやはりコンマ一シャル・ペースに立つて大蔵省が貸すこと、また貸したあとの整理を見て行かなければならない問題だと考へております。

○鹽田委員 先般たしか大蔵大臣が渡米中ではなかつたかと思ひますが、見返り資金の公共事業に対する配分、全國の大きな土木工事等に對する配分が、參議院の選挙のさなかに極秘のうちに決定してありますが、これは大蔵大臣御存じでございませうか。約百億ちよつとでございしますが、その點をお伺ひいたします。

○池田国務大臣 お話の點は公共事業費の見返り資金百十億の分です。——見返り資金百十億圓、これは閣議決定をいたしました。まだ金は一つも出ておりません。これは私アメリカから帰つてからの問題であります。百十億圓の使ひ方につきまして、總花的に行かうなかつたところになつておりました。これはやはり重點的に使はうようにしようというので練り直しまして、

たゞいまは大体初めに七十四億圓きまり、それから二十五、六億圓きまり、今百億圓程度向うと話合ひの上で大体きまりまして、十億圓ばかり残つておるのではないかと、十億圓のうら五億圓が關係方面との折衝がつかずに、結局十億圓まだ残つておるという状態に相なつておるのであります。

○鹽田委員 実はその貴重なる百十億の見返り資金の配分に關しまして、重點的にやられたのはけつこうであります。非常具體的になりまして、どうかと思ひますが、たとへば九州の中部地帯等には何らの配分がない。ここには御存じの通り、球磨の發電を中心とした歴大な計画があり、あるいは國立公園阿蘇を中心とした、安本でも第一順位に置いておりました総合開發計画が整備されておる。そういう點が無視されておるもので、向うの方面の事情にも非常に詳しい大蔵大臣に、今後未解決の分の配分に關しまして、公正妥當なる結論を出していただきたいことを要望いたしておきます。

最後にお伺ひしたいのは、この債務償還費の償還状況は、大体どういうふうになつておるか。六月末現在の実績がおわかりでしたら御説明願ひたい。と申しますのは、この債務償還費の償還状況によりまして、私が先ほどから再三申し述べました平衡交付金の増額という點も、この費目のうちからせひとも將來真剣に研究してもらいたいという底意があつての質問であります。簡単に御答を願ひます。

○池田国務大臣 債務償還費は、多分六月までに百七十一億圓ではなかつたかと思ひます。相手方は御承知の通り、農地証券とかあるいは電話公債、

農地証券は四十億圓、電話公債は三十億圓、その他特殊の借入金をやりますと同時に、六月の下旬に至りまして銀行保有の——銀行保有と申しますと語弊がございますが、金融関係保有の圓債を八十億圓やつておると思ひます。そのうち無尽も、信用組合も、農林中金の國債十八億圓だつたと思ひます。が、これだけ償還して、合計百七十一億圓と考へておられます。この七月におきましては、大体二百億圓程度の債務償還をしたい、そうしないと金詰まりがきつてしまいますので、二百億程度をしようというので、今関係方面と折衝を續けております。

○農田委員 七月の二百億圓というのは、六月末現在の百七十一億と別個でございますか。

○池田國務大臣 さようでございませう。

○農田委員 七月から非常に償還度が多くなつて来るようでございますが、四月から六月までの情勢からしますと、大分債務償還の余裕がありはしないかというふうに考へておりますが、この債務償還費から、今度増員されまう警察費をとるということになるのをごさいます、この点に關しましては、大体どの程度債務償還費から割愛することになるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 債務償還は、御承知の通りに、一般會計におきまして七百三十億、特別會計におきまして大体五十億、見返り資金から五百億、こういう關係にあるのをごさいます、ただいままで償還いたしましたのは、一般會計から行つておるのでございませう。一般會計の方にもある程度の余裕金は

ございませう、見返り資金にたたいま四百八十億圓の金があるものであります。従ひまして關係方面の方では、一般會計の債務償還から先にといふお話でありませう、私は見返り資金にそれだけたくさんあるのだから、見返り資金の四百八十億圓の中から今月二百億圓償還すべきだ、こういう議論で進んでおります。ただいま四百八十億圓あります見返り資金特別會計の余裕金と申しますか、アイドル・マネーと申しますか、これを置いておくというところは、金融上よくないから、とにかく半分近く、二百億圓を見返り資金から償還すべし、もしそれができなければ、他の方法でこれを民間に流すべきだという考へのもとに進んでおります。

○前尾委員長 龍野喜一郎君。

○龍野委員 私はこの際、大蔵大臣に不動産金融のことについて、お尋ねいたしたいと思ひます。收購の結果、國民の層に非常な変革を來したのでありますが、その代表として地主があるのじやないかと思ひます。そこで地方における地主の現状を見てみますと、父祖伝來の田畑が解放せられ、ほとんど無一文の状態にあるにもかかわらず、彼らは依然として、非常に大きな邸宅に住んでおるのであります。今までは地租、家屋税が比較的安かつたために、まあせつかく祖先から傳つておるこの家、屋敷を手離さぬでもいいというふうな氣持でおつたのですが、今度固定資産税創設の結果は、相当大きな税金を払わなければならぬ。この税金をいかにして払つたらいいかというので、地方の元地主の連中は非常に困つておるのであります。そして彼らは、自分たちの現在の状況に即応した生

活に改めたいと思つておるのでありますが、しかしながら、そのいなかにおけるところの膨大な土地、家屋がなるかな金銭化されない従つて税金を納める道がないというやうなごあいだで、何とかしてこの不動産がすみやかに金融化される道はないかというので、悩んでおるのであります。この状況は、いたずらに高利貸あるいはその他の乗ずるところとなつて、その家、屋敷の持つておる当然の価値が、非常に低くなつておるといふやうなあんばいでありまして、この際むろん不動産金融という大問題が、地方税を払うためにのみ考へらるべき問題ではない。これはむろん経済金融の全般的立場から考へなければならぬ問題だろつと思ふのであります。今日の農村の金詰り、あるいは地方の金詰りの打開策から行きますと、この際不動産に對するところの、金融の道をすみやかに講ずることが最も必要ではないか。こうしておののの人が、そのところを得た生活ができ、しかも國民が一層活氣がついて、かくて金融は円滑に行くというところが、経済の建直しになるのじやないかというふうに考へるのであります。が、この際大蔵大臣のこの点に關する御所見をお伺ひいたしたいのであります。

○池田國務大臣 先般來から、債務償還について問題があるのであります。

が、私が先ほど申し上げましたやうに、地方の地主が困りの状況でありますので、九十億圓に上ります農地証券、これは三十年間す置きでございませう、これを今年中に払つてしまふことにいたしました。これもやはり、昔の地主の方に対しての心尽しの

一端であるのであります。しかしさういふ問題以外に、いわゆる宅地、建物、これは融通性があるのであります。これは融通性があるのであります。宅地、建物の金融について何か方法を講じたらいいじやないかという考へのもとに、不動産金融になれておりますところの勧業銀行に見返り資金から十億圓出す、そして二十倍の債券の発行を認めまして、不動産金融の方に進んで行かしたい、こういう考へであります。しかしながら何分にも銀行も一つの商売でございますから、いなかの建物、宅地を担保にとつて——これは單なる担保であつて、支払い能力を考へなければ、なか／＼金は、貸しにくいのであります。従つて一応不動産金融の建前はこれを助長して參るのであります。債務者に救はれても、借りやすいやうな一つの方法、たとえば税金を納めるために金を借りたので、これはなか／＼払いにくいのであります。その人が他に収入なり所得があるのなら、これは銀行でもただちに貸してくる消費資金、納税資金というので初めから銀行から金を借りるというのでは、なか／＼困難かと思うのであります。が、いづれにいたしましても、不動産金融は、日本で最も弱体化されておりますので、この方面の拡充整備をいたしたいという念願で進んでおります。

○前尾委員長 門司亮君。

○門司委員 大体藤田君から聞かれておると思ひますので、重複した点だけはぜひ避けたいと思ひます。直接今度の地方税の問題に關連のあるものだけにとめて一応御意見を伺つておきたいと思ひます。

とは附加価値税の問題であります。この前の委員会で大蔵大臣は、附加価値税の本質というものが、流通税と収益税の大体中間のやうに考へてもらいたいという御答弁であつたのであります。が、今回の岡野大臣の意見を聞きましますと、大体これは流通税であるという考へを、ほとんど明確に申されておられます。こうなつて参りますと、必然的に物価の値上りをしないわけには行かない、いわゆる他に転嫁することの十分できることだ、こういうふうに考へておるわけでありませう。はたして大蔵大臣はこれと同じやうな考へを今お持ちになつておられるかどうか。

○池田國務大臣 この前の国会におきまして、附加価値税をどういうかつかうにするかという問題につきまして議論のあるところである。私は外形標準的の營業税と見ることもできやう、あるいは流通税として取扱うこともできやう、こういうことを申し上げたのであります。ただいまの附加価値税をみると大體販賣を予想しておるやうでございませうので、流通税と見ることが適當と申しました。流通税の考へで、この案ができておるのじやないかという氣がいたしておられます。しかし學理上の問題といたしましては、よほど議論のあるところだといふことは、先般シャウ博士と私の會談のことをお話し上げたやうな状況であります。

○門司委員 大体私も池田大蔵大臣と同じやうなものの考へ方で、この税の本質というものはまだ相當研究の余地もございませうし、實際の本質はわからぬと思ひますが、しかし先ほどの御答弁によりましますと、大體流通税的

のものと考えたいというようなことであり、この税金の本質は別といたしまして、もしもこれとあらずこれを他に転嫁することのできるものだというような御解釈であります、必然的に物価の値上りを来してもいいという結論に相なつて参るのであります、その解釈してもよろしいと思つておきます。

○池田国務大臣 今の自治庁の説明では転嫁を予想しておるといふことでありますので、転嫁を予想しておるとすればそれが物価に影響すると思つておます。ただ問題は、実質的に申しまして、營業稅的のものは建前は転嫁を予想しておられますが、実質的には転嫁されるわけでは、転嫁の問題は、租稅の根本議論の問題でございまして、今の近代社会におきましては、どの程度の転嫁かといふことが、かなりつかない問題をございまして、転嫁するといふことを建前にすれば流通税と見られるそれから直接に転嫁といふことを建前にせず、実質的に転嫁されるというような考え方で行けば、外形標準の營業稅的のものになりましよう。

○門司委員 どうも大臣の答弁は、はつきりしないのでありまして、私どもといつたしまして聞いておりますのは、學理的にこれを考へるとか、あるいは稅の本質を突き詰めて、そうして決定づけようといふことは、實際私ども困難だと思つております。従つて今聞いておりますものは、流通稅の性格を持つてゐるものとして政府がこれを取上げて、そういうふうには、自治庁の長官としては解釈しておるといふお話を明確にいたされておるといふので、國民に与へました印象というものが、この税金は物価の値上りを来すことにな

るのだ。またこの税金がかけられただけは、当然転嫁することができるといふような明確な線をやはり与へて参りませんと、納稅をいたすものにおきましては、非常に迷惑をいたすわけでありまして、自分のところで抱え込んでよいのか、転嫁してよいのかといふ点は、非常に大きな開きを持つております。ことに百分の四といふのは必ずしも小さな数字でありませんので、もう少し私はその点を明確に大臣にお伺いしたい。率直に言えば、物の値上げをして行くのだ。転嫁をするといふことをひとつ明確に御答弁願いたいと思つておます。

○池田国務大臣 この問題は自治庁からお答えになるのが適當かと思つておます。が、今までの自治庁の説明によりまして、転嫁を予想してゐる、こういうふうな説明しておられるので、そう御承願したいと思つておます。はつきりさせた方がよければ、自治庁の方からお話になりましよう。ただ實質上の問題として、取引高稅も転嫁を予想しておつたのであります。そして相當の稅收を上げておりました。この転嫁を予想してゐるといふ稅にいたしますと、それだけ物価の値上りはやむを得ないことになりまして。

○門司委員 これは議論になりますので、私それ以上議論はいたしません。今大蔵大臣は自治庁に聞いてくれといふ、お話を承知しておりますが、自治庁に聞くことは私も承知しております。先ほど申し上げましたように、自治庁にはとつて聞いていたものであります。自治庁はそういう解釈をしておりまして、國の經濟全体を握つておられます大蔵大臣としては、この機会に一体物価の

値上りをするのが國民經濟全般の上にとつてどういふ影響を及ぼすかといふことは御存じだと思つておます。同時に經濟關係としての主要なる地位を占めておいでになる大蔵大臣でございまして、もちろん物価をこの際上げるべきであるか、あるいは上げてはいけなかつたかといふことは、大臣の責任の上において私は御答弁が願へると思つて、実はお話を申し上げたのであります。従つてこれ以上水かけ論をいたしまして、あるいはお話をしても——大蔵大臣のお氣持はわかつておりますので、一応これでやめましよう。

次に一つ聞いておきたいと思つておますことは、今度の改正法の中に、地方財政法の修正をしたいという意見が出て参つておるのであります。地方財政法の修正の重要な点は、御承知のように、地方公共團體が強制的に寄附を割当ててはならないという條項を一応入れたといふ件であります。私は地方公共團體におきましては、こういうことが容易にいられるかとも思つておます。が、實質的問題は、從來地方公共團體が住民に対して寄附を強要いたしておりました問題の最も大きなものは、大體六・三制の學校の問題で、その次にはたまた警察制度の改革の問題といふやうなことが、かなり大きな影響を持つておつたと思つておます。もう一つの問題は、地方の災害復旧その他に對して、國から至急に施策が行われなかつたために、やむを得ず地方がやはり何らかの形でこれを取上げて行つたといふことがあつたと思つておます。従つてこういう規定を公然と地方財政法の條文の中に表わして参る

といふことになつて参りますと、國の

施策といふものが、地方財政にどうした影響を及ぼさないようにしていただきたい。私も実はこういうふうな考への中でありまして、ことに地方財政の負担をかけるような施策を行つてはならないといふことを、はつきり明記いたしておきたいので、私はこれの明らかな裏づけになる今度の改正法といふように、一応解釈をいたしておるのであります。大蔵大臣といたしましては、從來國が行わなければならなかつた六・三制の問題のようないふことに對して、地方に寄附を強要しないので済むように、施策を將來十分おとりになるかどうか。

○池田国務大臣 なかなかむずかしい問題ですが、國が金を出さぬときには強制的に寄附をとるから、強制的に寄附をとることをやめさせれば國から出せ、こういう御質問のように聞かせるのですが、これはなかなか困難な問題であります。國が六・三制のため建物に寄附するとか、費用を出すために國の承認を必要とするのであります。従つてこれに對しては財政の許可を限りにおきまして、他の費目と勘案いたしまして、適當な措置をとりましよう。しかしそれが一定の地方公共團體の住民の方々の意に沿ふといふので、國が予算をくれなかつたのだを今国挿入した法律に違反してましよう。そういうことでは困るわけではあります。従つてこれはシャウア博士の報告にもありましたが、これに對しては、國が責任を持つてゐるべきで、十分やれなかつたといふことのために、六・三制の制度といふものは進んでおりましたので、野天で教育することはできないのだから、やむを得ず地方公共團體の一つの強行手段といたしまして、別段好き好んでやつてゐるわけではあります。文部省において六・三制であるいは福間を含む大きな都市に對しまして、児童の完全給食といふことで一応の施策が授けられて参つておりました。ところがその完全給食を行つたしませんが、各學校は相當大きな施設がある。ところがこの施設費を一体どこから出すかといふことになりましよう。どうしても地方公共團體が背負わなければならぬ。一つの學校でかりに二十万円の費用を要する家を建てなければならぬ、あるいは施設を建てなければならぬといふことになりましよう。百の學校を持つ都市は二十万円の金を要する。これは國が完全給食といふ一つの施策のもとに行ふ事業であります。それをやらなければ國の施策で完全給食はやることのできない。やむを得ず地方が何らかの形でこれを檢出しなければならぬ。現在PTA

が、四百億のうち三百億ぐらいは地方税でとつておくべきだ、こういうので行つておられます。こういう趣旨から申しまして、また実情から申しましても強制的に寄附を強行するといふことはよくないといふ建前で、挿入したものであります。

○門司委員 非常にむずかしい問題と言へば非常にむずかしい問題だと思つておます。さつき一例をあげました六・三制のごときは、當然國が責任を持つてやらなければならぬ。ところがそれを十分やれなかつたといふことのために、六・三制の制度といふものは進んでおりましたので、野天で教育することはできないのだから、やむを得ず地方公共團體の一つの強行手段といたしまして、別段好き好んでやつてゐるわけではあります。文部省において六・三制であるいは福間を含む大きな都市に對しまして、児童の完全給食といふことで一応の施策が授けられて参つておりました。ところがその完全給食を行つたしませんが、各學校は相當大きな施設がある。ところがこの施設費を一体どこから出すかといふことになりましよう。どうしても地方公共團體が背負わなければならぬ。一つの學校でかりに二十万円の費用を要する家を建てなければならぬ、あるいは施設を建てなければならぬといふことになりましよう。百の學校を持つ都市は二十万円の金を要する。これは國が完全給食といふ一つの施策のもとに行ふ事業であります。それをやらなければ國の施策で完全給食はやることのできない。やむを得ず地方が何らかの形でこれを檢出しなければならぬ。現在PTA

が、四百億のうち三百億ぐらいは地方税でとつておくべきだ、こういうので行つておられます。こういう趣旨から申しまして、また実情から申しましても強制的に寄附を強行するといふことはよくないといふ建前で、挿入したものであります。

の寄付金か何かの形で補つて行くといふことになっておりますので、私の聞いておきたいと思ふことは、大臣が非常にむづかしい問題だといふのと、それから同時にそういうことがあつたからその三百億を含めて、実は増税したのだというお話でございますが、単に三百億を増税して、それらのものにこれを全部振り向けてしまふのだといふことになつて参りますならば、地方の公共団体の財源を非常に大きくしたとは、なかなか言ひ得ないものであります。地方の公共団体の実情はやりたし、仕事はたくさんある、たくさんあるが、しかし実際の問題として財政の面から行い得ない仕事をたくさん持つてゐる。こういうことが地方の実情だと私は思ひますので、この地方税法に、こういう法律で寄付金を規制いたします以上は、国におきましては、もし国の施策でそういう実際の問題が發生いたします場合には、必ずこれを補償して行く、地方の公共団体に迷惑をかけない、寄付金をとらなくてもいいのだといふ、もう少し明確な線を出しておいていただきたいと思います、どんなに法律で出しても、地方公共団体は寄付金によつてまかなわなければならない実情が必ずあると思ふ。この点について大蔵大臣の意見を、もう一応御迷惑でございませうが、お聞かせを願ひたい。

て来るのであります。そういう問題を調整するために、地方自治委員会等が出て来るわけなのでございます。従ひましてこの條文があるから国の施策とされるものについては、予算的措置がなくてはやつてはいかぬ、こういうふうなことを言つておられるようでありますが、これは案件々々によつてきめなければならぬ問題だと思ひます。同じように国の仕事でありまして、財源的に見られるものもありまして、また見られぬ場合におきましては、地方で任意の寄付といふことがあり得ます。ただここでは強制寄付をやつてはいかぬといふ原則を言つておるのであります。

○門司委員 もう一つ、私大臣の答弁に満足しないのであります。財政法にきめておられますように、国が地方に迷惑をかけてはならないといふことは、原則的に一応きめられて、その上にこの寄付金をとつてはならないといふことがきめられて参りますと、地方公共団体は国の施策というものが一体はんと行われるかどうか。地方公共団体の仕事は實際上の問題として、国から離れた独立の仕事をしてゐるわけではございませんし、また国の施策というものは地方の公共団体に十分参透することによつて、初めて一つの形體ができ、完全に諸般の事項が遂行できるのだというように考へて参りますと、一面において寄付の禁止をいたします以上は、国はその施策において、こういうところの関連のないように、必ずやるといふ大蔵大臣の言明がございませんと、この條文をここにつけ加えまして、今までは違反にはならなかつたが、これから先は違反だといふ

形で出て来るのであります。この点私非常に心配いたしました、地方公共団体に国の施策の徹底しなかつたことのために、いわゆる財源の処置のできなかつたことのために、法律に違反するといふようなことは、あまりいい例にはならぬと思ひますので、実はお聞きしておるわけでありまして、この点はひとつ大蔵大臣にいたしまして、特に将来大いに御留意を願ひたいといふことを、私は強く要求をいたしておるのであります。

もう一つお聞きしておきたいと思ひますことは、地方の起債の許可に對しまして、今までは課税課率の大体二、三倍以上の税を付けていなければ、地方公共団体には起債が許されなかつた、それが一倍になつて参りました、大体緩和されて参ります。そうするとやはり地方起債といふものが比較的容易に行われるようになつて参ります。これは對して大蔵大臣にいたしましては、地方起債のわくをを広げる御意思があるかどうかといふことをお伺ひいたしたい。

○池田國務大臣 地方起債のわくにつきましては、地方の状況によりまして、昨年も当初は二百億、それを七十億にふやした、本年は初め三百億と言つておりましたのを三百七十億までにふやしたのであります。これは財政需要等の状況によつて考へたいと思つておられます。

○前尾委員長 大体大臣の答弁としてはおそろくそんなことだろうと思ひますが、ただもう一つ念を押しておきたいと思ひますことは、必ず財政の需要と申しますか、これは緩和されて参りますれば、それだけ地方公共団体の起債がふえるものだといふように実は考へなければならぬ。その場合に一応法律の上では起債の認可條件が緩和されたが、實際上の問題としては、なかなか起債が従来通りの認可は非常に困難であるといふようなことになつて参りますと、せつかくこういう法律の條文を改正いたしましたも、地方の公共団体は大きな失望をいたして参りますので、ただ財政上の需要でこれを広げたいといふようなことでなくして、この條文を改正いたしますには、それにこたへただけの大蔵大臣の誠意を一応示してもらいたいと思ふのであります。

○池田國務大臣 今財政上の需要その他財政需要以外のところから、わくを抽象的にふやすとかふやさぬとかいふことは、ここで申し上げられぬと思ひます。これはやはりそのときの情勢によりまして必要ならばふやさなければならぬ。また縮める必要があるときには縮めなければならぬ。抽象的にふやす、ふやさぬといふことは申し上げかねます。

○前尾委員長 次に床次君、大蔵大臣の質問として許しますが、そのあとがあなたの番ですから、地方税の自治庁に對する質問を續けてください。

○床次委員 この機会に大蔵大臣に伺いたいのですが、今回の地方税の改正におきまして、非常に地方の業者において地方税の負担の過重を感じておる。たとえば地方鉄道のごときものは国有鉄道に比しますと、著しく負担の程度において差が出て来る。経営上にも困難があるといふことを感じております。反面におきまして、地方税法の税制全体から申しますと、あるいは国有鉄道あるいは日本放送協会有いは事業公社といふものが、今日におきましては課税の對象になつておらないのであります。ここに非常に地方のいわゆる民間事業との大きな開きがあるものであります。かかる差別待遇をあくまで廃していただくがよろしいということに、大蔵大臣はお考えになつておられるかどうか。また場合によりましてならば、日本国有鉄道にも地方財政に對しましては相當の負担をさせていいのではないかと。当然事業の経営上、地方税法の規定したものは、ある程度まで負担するといふことも一つの議論として考へられるのであります。国家経済の立場から、また国有鉄道を見ておられる立場から見まして、大蔵大臣はいかようにお考えになつておられるか、御意見を承りたいのであります。なお放送協会のごときは今後民間事業にもなります。また事業公社のごときものも相當民間企業に類似のものもあるものであります。こういうものに対する御見解を承つておきたいのであります。

○池田國務大臣 これは理論上の問題と實際上の問題があると思ひます。理論上はお説のような考へ方も成立つと思ひます。しかしただいまの實際面をいたしましては、やはり政府事業につきましては課税せぬという方法で行くのが案に行くのではないかと。今までのたとえば私鉄その他については、軌道その他について免税いたしておりますが、これも議論を一步進める点で課税することにはいたしました。今後の問題として検討の余地はあると思ひますが、ただいまは地方財政委員会が國營事業につきましては課税せぬといふことにきめたのであります。私も實際問題と

定されておるようであります。しかしそのあとの追加分に対しては、おそれる今のところはつきりした態度はおきめになっていないかと思ひますが、それが出るか出ないかは情勢によつて大きな影響を受ける。もしそれが出なくなつた場合、あるいは必要額よりも減つた場合に、地方が、実際自分の地区の住民が失業のうき目に金に金にして、食うや食わずで町を彷徨してゐるという場合に、これは捨ててはおけないわけでありませう。だからその際には、国から出ないものであれば、どうして地方の負担においてやらなければいけないという状態が生れて参ります。これは、当然予想されるところで、だからこゝで、この状態が起つて参ります。一、資料の上では千九百億という資料が整つておりますが、この資料の一応の予定の千九百億というものが破れるのではないか、そういう見通しが多分にあるわけですね。それに對する大蔵大臣の見解を聞いておられますので、一応自治庁が千九百億と押えまして、それに對する資料が出ておるから、それを見る。それを私は大蔵大臣に教えていた。だから、質問をしておるのではございませんで、そういう資料の上に立つて、そういう情勢がある際に、大蔵大臣としてはそれに対して十分見通しを持ち、どういう手をお考えになつておるか、承りたいと思つておられます。

○池田田務大臣 あなたの御質問は、歳出が地方の方でふえた場合に、その歳出をまかなうために、千九百億よりもたくさんとなつなければならぬ、こゝろが、事情があつたときに、そういうことを考えると、三千億になる、こゝろのことですか。

○正花委員 いや、そういう状態が起つて来るから、結局地方税法が、どんな標準税率を超過して制限税率に近づいて参る、そういう場合に三千億ぐらゐになるおそれがあるのではないかと、こゝろのことですか。

○池田田務大臣 あなたの見込みは、日本の経済その他を非常に變になるものという、前提のもとにお考えになつてゐる。私は財政演説で先般申し上げましたように、着々安定の道を加えて来まして、そういうような激変が起るという見通しは持つていないのであります。見通しと見解の相違であります。一部の市町村におきまして、失業対策費はたくさん入用の場合もありませうけれども、しかしこの点におきましては、国家の財政の許す限りにおいて失業対策費を増加して、そうして一部は地方の負担になる分もありませうが、しかしこれは全体から申しますと、さしたる問題であるのであります。そこで千九百億という今の税法ではとれるだらう、こゝろの見通しをつけておるのであります。

○前尾委員長 松本六太郎君。

○松本(六)委員 債務償還について大蔵大臣にいま一応伺ひたい。大蔵大臣が、先ほど藤田君の御質問にもあり、そして現況についての御答弁があり、六月の末で百七十一億、七月は約二百億を償還するといふお話がありませうが、本年度全体としての御計画はどうか、本年の御答弁の中には、債務償還は何もこれだけいたさなければならぬ、というこゝろはないのだ、返せるだけ返せばいい、というこゝろの意味の御答弁があつたように承つたのであります。

す。しかし一方予算では明らかに本年度償還すべき額を決定されておるのであります。それが今後どう変化されるか、そのお見通しと、それから見通しばかりでなく、これについての基本的なお考えがどういふ点にあるのか、この点をお聞きしたいのであります。

○池田田務大臣 私は本会議その他の場合におきましても、債務償還というものは返せるだけ返せばいいのだ、そういう観念は一切持つておりません。速記録をくらんでさつたらわかると思ひます。債務償還の計画は、御承知の通り全体で千二百八十億円であります。そのうち見返り資金から返すのは五百億、他は一般会計の七百数十億と特別会計の数十億、合せて千二百八十億、こゝろなつておるのであります。ただいままで返した債務償還は一般会計の方から出しておるのであります。それは百七十一億と記憶しております。今後どこから出すか、一般会計から債務償還するか、見返り資金から債務償還するか、見返り資金から債務償還するといふ問題につきましまして、七月の分は見返り資金から二百億程度償還すべく関係方面と折衝しておる、こゝろ申し上げておるのであります。こゝろして一般会計から償還すべき七百数十億のうち、ただいまは百七十億とやっております。その残りの中から今問題になつております警務予備隊、海上保安庁の費用を出すように、マツカーサー元帥から指令が来ておるのであります。従ひまして今後だけの金額になるかわかりませんが、債務償還から削つて出す予定であります。こゝろしてその他につきましましては、ただいまのところ予算通りに債務償還をして行く計画でおるのであります。

○松本(六)委員 大体お考えはわかつたのであります。それが今後どう変化されるか、そのお見通しと、それから見通しばかりでなく、これについての基本的なお考えがどういふ点にあるのか、この点をお聞きしたいのであります。

○池田田務大臣 この問題については遺憾ながらお答えできません。

○松本(六)委員 それから金融の問題と債務償還とは、非常に密接な関係を持つておることは申すまでもないのであります。前国会においてしばしば大臣がその点におふれになつておるいわゆる産業資金その他の金融等については、政府は巨額の債務の償還をやるのであるから、これがすなわち一面においては産業資金として散布されるのであるといふ御答弁があつたわけでありませう。そこで債務償還が一方に相当多額にほかの費用に使われるといふことになりませうれば、従つてこの金融政策といふものは、相当これは狂ひが出て来ることは必然であらうと思ひます。さういふ点についての何らかの措置をお考えになつておられますか、こゝろの点を伺つておきます。

○池田田務大臣 債務償還で問題になりますのは、私は減税に當てるかどうかといふことが本質的な問題だと思ひます。これを減税に當てるというこゝろになりますと、いわゆる直接消費その他をふやまして、相当活況を呈するやうになると思つておられますが、減税にはやはり段階がありますので、

本年度は国税におきまして九百億程度の減税でいいのではないかと、思つて、債務償還にまわしておるのであります。従ひまして金融問題といひまして、千二百八十億の債務償還が警察の方にとられるといふことになりませうと、これは銀行あるいは預金部へ債務償還する予定のものが、それだけ減つて参りますから、金融政策にある程度の変更を来さなければならませう。しかしその金は使われる金で、まわりまわつてゐる、こゝろな方面に行くのであります。

○松本(六)委員 金融政策に關連いたしまして、いま一点伺ひたい。おきたいのであります。これは過般選挙中にも政府の政策、いわゆる五大政策と申しますか、さういふうちの重要な一点であつたと存じますが、貿易の不振を緩和いたし、あるいは振興いたしたため輸出貿易に對する金庫をつくるといふことが発表されておるのであります。これはわれわれも非常に賛成であります。そこでいづゝこれをおやりになりますか。またつくるといたしますればその規模なり内容、あるいは運用といふやうなものについて、大臣に腹案があらひになるならば、この際お聞かせを願ひたい。

○池田田務大臣 選挙の前に吉田総裁から発表になりました新財政政策は、できるだけ早く実施に移したいといふので努力をいたしております。輸出金融金庫の問題につきましても、本国会に出すべく実は折衝を続けておるのであります。しかしこの問題はいろいろなお考え方がありまして、きやうこゝろからおひまをいただければ、通産大臣その他最後の打合せをしようと思ひ

ます。なるべく早く皆さんの御判断を
お願いしたいので、努力をいたしてい
るのであります。本国会に出し得ます
かどうか、今からどうきわむところ
であるのであります。最後の努力を
続けて行きたいと思っております。そ
れから輸出金融庫と申しますか、輸
出金融公庫と申しますか、この機構の
問題は、いましばらく未決定の問題が
あります。でお話申し上げるわけに行
きませんが、普通のやり方と御想像く
だされたいと思ひます。それからど
れだけの金という問題は、これはやは
り相手のあることで、輸出振興とい
うことから考えまして、できるだけ多
くを望みたいのであります。これらの
資金にも限度があります。私はでき
るだけ見返り資金の方からたくさん出
して、そうしてできれば政府の持つてお
ります外資、ドル資金もこの方を使
つて行きたい、こういうふうなことを
考えております。

○前委員 米原君。

○米原委員 ちよつと一問だけ大蔵大
臣にお聞きしておきたいと思ひます。
昨日から問題になつておりますた
まの——松本委員からお尋ねがあり
まして、われ／＼が一番聞きたくて、全然
お話にならないわけでありまして、警
察予備隊の費用の問題及び今回の国
際連合協力に關係のある費用の問題、
これを全然御説明にならないので、わ
れわれとしては非常にそれがどうい
う影響を地方財政に及ぼすかという点
で、大蔵大臣は大丈夫だとおしやい
ますけれども、全然この説明がないの
で、われ／＼理解に苦しんでいるわけ
であります。どういふわけで御説明に
ならないか。警察予備隊の費用の問題

についてお話にならないわけであり
ますけれども、しかも一部の新聞には
そういうことが出ていふというよう
な状態で、国会で当然そういうものは
話になつていふものだと私は考えるの
であります。こういう公開の席上で
はお話にならないというのであります
か、その理由をお聞きしたいと思ひま
す。

○池田国務大臣 公開の席上だから話

さないという意味ではございせん。
話すだけのことがまだ私に決心がつい
ておりませんので、申し上げないの
であります。どれだけの予算になるか
などということは、私は全然知らない
私どもの所に要求が来ないののであ
ります。それでただいまのところ、お
話申し上げられないというのでありま
す。

○米原委員 いろいろいふと、警察

問題については全然要求が来ておら
ない。それから今回の国際連合關係の協
力に關して出ている費用については、
大蔵省にそういう費用の要求が来ては
ないから話せない、こういうふうな状態
になるようでありまして、一部新聞に
はたとえ船舶關係なんかも、大分い
ろいろなことが出ていふやうで、それ
が相当国家財政に影響をして来るので
はないかというのを考えざるを得な
いのであります。そういう点につい
て、もう事件が起りましてから一箇月
になん／＼とするのに、全然大蔵省で
わからない、そういう見通しが持てな
いというふうな状態であることは、非
常に遺憾に思ふのであります。現在の
ところでは、大体どのくらいで行ける
かというところは当然発表なさつて、国
會議員にも納得させ、國民にも納得さ

せて、大丈夫今のお話になりましたこ
の地方税千九百億の標準額くらいで行
けるなら行ける。それほどこれを超過
することはあり得ないということにつ
いて、納得の行く説明をいただけない
と、非常にだれしも不安に思ふのであ
ります。いつごろになつたらそうい
うことの目安がつく予定であるかお話
を願ひたい。

○池田国務大臣 非常に取越苦労をさ

れていふやうであります。警察予備
隊の設置並びに海上保安庁の問題につ
きまして、地方財政に直接影響はない
と私は考えております。従いまして申
し上げない。またそればかりでなしに、
今回の朝鮮における紛争につきまして
非常に予算上特別の措置をとらなけれ
ばならないだらうというところは、あな
たの方で勝手な想像なさつていふこと
で、私は大したことはないと思ひます。
（その説明を呼ぶ者あり）お話を申し上げ
るような材料は持ち合せない。警察
隊並びに海上保安庁の問題につきまし
ては、何回言われましても申し上げら
れません。

○米原委員 われ／＼がなぜそういう

ことを言うかという、たとえば終戦
処理費にしても、大体も全部出てお
るのではないかと思ふのであります。
そうすると、そのあとどういふふう
にするのかということが、すぐ考えられ
るのであります。警察予備隊の費用が
おつしやるように国債償還費から出
るとすれば、これも残額ほとんど使い
くつしているような結果になるのでは
ないか。しかもこれはすでに海上保安
長官がこの委員会、海上保安庁關係
だけでは七、八十億いるということ
をおつしやつておるのであります。大久

保長官はそうおつしやつていふのに、
大蔵大臣の方はこの点全然お話になら
ない。海上保安庁の方にはどうやらそ
ういふ予算というものがわかつてい
るやうであります。大蔵大臣の方には
全然わからない。これが私、不可解なの
であります。池田大蔵大臣があくまで
も國會議員をつんばさじきに置いて独
裁政治をやらせよう、そういうことを
考えておるのではないかと、われ／＼
は疑わざるを得ないのであります。終
戦処理費がほとんど使い尽されるの
ではないかという疑問が生ずるのは当然
なのであります。そういう点につ
いて、絶対そういうことがないとい
うのであります。そういうことを証
明していただきたいと思います。

○池田国務大臣 終戦処理費千二百億

田がほとんど使われておるだらうとい
うふうなことを御想像なさるの、大
体今の日本の状態を認識なさるから
であります。これがみな使われておる
やうならば、金詰まりはありませ
ん。終戦処理費の出ようはいかに遅々と
しておる。それで予定通りにまだ出
ておらない。これははつきりしてお
る。だからそういうとんでもない御想
像をなさらない方がよからうと思ひ
ます。

○前委員 大久保長官が八十億田とか

なるとか言いました。予算關係にあ
る大蔵大臣の私のところに来ておりま
せん。だから私は申し上げられない。
何もつんばさじきに償くという気持は
持つていない。

○河原委員 大蔵大臣にちよつとお伺

いたします。先刻地方税の空白によ
る特殊事情のために、地方財政のつな
ぎとして融資されたものに対する利子
の問題で、それを国において負担する
か地方において負担するか問題につ
きまして、藤田委員の質問に対するお
答で、長期融資の利子を引下げるこ
とによつて、それをカバーするやうに
考えて行きたいというやうな御答弁で
あつたのであります。短期融資を求
めた地方自治団体の先と、長期融資を
求めた先と、その先においても、また
は金額の度合いにおいても、一致して
おればそれは効果があると思ひます
が、それが非常にここへこ、不つり合
いになつておられます。その政府の
ねらいと違つた結果を生ずると思ひ
ますが、この点に關するお考えを伺
いたいと思ひます。

○池田国務大臣 原則論でありまし

て、お話の通りに起債をした団体と、
起債をしない団体とがございします。そ
れの調節は實際問題で考えて行きたい
と思ひます。

○米原委員 入場税に關しまして、一

言お尋ねしたいと思ひます。
入場税につきましては、過般の国会
におきまして、若干参議院において修
正がなされて、純音楽その他の特別
な研究、発表をするものに對しまして
は、入場税を軽減する取扱ひがとられ
ておるのであります。その後の實際
状況におきまして、純音楽に類するそ
の他の会合と申しますか、これとのつ
り合ひ上、やはり相当は正を要するも
のがあるのではないかと思ふのであり
ますが、今回の法案には、やはり従来
と同じやうな要綱を出されておる。こ
れに關しましては實際の経過にかんが
みて、どんなふうであつたか自治庁の
御意見を伺いたいと思ひます。

○小野政府委員 実は参議院の方におきまして、入場税の御審議がありまして、純音楽等につきましては御修正があつたのは御承知の通りであります。それ以外においては、と研究をいたすべきものも論議があつたのでございますが、あの当時の事情並びに今日におきまして同様でございます。この際他にこれを拡張して税率軽減の措置をすることは、まだその時期ではないであらう、しかしなお研究はいたして参りたい。こういう所存で今回はさきに提案いたしました通りの案をもつて、一応御提案を申し上げておるような次第であります。

○床次委員 次に自動車税につきまして一言お尋ねしたいのでありますが、自動車税につきましては、この前の国会におきまして、これを若干軽減したかどうかというような意見も出ておつたのでありますが、最近の情勢から見ますと、自動車はトラレーパスその他非常に大きなものが出て参りました反面におきまして、道路の維持という点に對しましては、これまた相当の経費がかかつて来ておるようになり思ひます。従つてこの自動車に対する課税という問題は、今後府県へ参りますと土木費との見合いの関係上相当考慮すべき問題も少くないかと思ふのでござい

ますが、これに対する自治庁のお考えはどうであるか。

なお最近自動車は相当台数等もふえて参りまして、課税源としてはかなり余裕が出て来ておるのではないかとと思ひますが、この点はどんなふうに参つておるか、御意見を伺いたいと思ひます。

○奥野政府委員 自動車税の標準税額

をきめました根拠は、大体現状において自動車税と自動車税制を合算すれば、どれくらいになるであらうかというふうなところを根拠にしてきめたわけでありまして。今お話のように、大きな自動車と小さな自動車との均衡の問題がございまして。しかしこれは標準税率をきめておるだけでありまして、その自動車の大ききによつて税額は標準税率を基礎にして幅をつけたらいいだらうというふうな考へております。

○床次委員 ただいまの問題は地方の道路の維持、管理等に要する費用等から言いますと、大型のものに對しましては、標準税率から課税いたしまして相当多額にとつても、これは実情上やむを得ないという考へでありますか。

○奥野政府委員 お話の通りであります。それからなお収入が非常にふえるではないかというお話であります。この見込みをつくりましたときは四月ごろであります。当時の台数を基礎にしたのでございまして、あるいは多少その後幾らかふえて来ておるかも知れませんが、それほど大きなものではないかというふうな考へるのであります。

○前尾委員長 次に門司君。

○門司委員 私は最初に委員長に了解を得ておきたいと思ひますことは、き

よう質問いたします範囲は、大体県税の附加価値税を除いた以外のものに一応とどめておきたいと思ふのであります。酒税の問題につきましては次の機会に質問を申し上げる方がよいと思ひます。全部申し上げると非常に長くなりまして、一応その程度にとどめておきたいと思ふのであります。

○前尾委員長 長くなりましてもやつていただいたらどうかと思ひます。

○門司委員 質問いたしたいと思ひますことは入場税の問題であります。いづゆる七十八條の入場税の免除に關しておられます。この法に定められておられます。たゞ動物園であるとか、図書館であるとか、博物館であるとか、展覧会であるとか、植物園であるとか、いづゆるようなものが、ほんとうに利益を考へないで、地方の公共団体がいわゆる市町村がこれらのものを経営する場合があると思ふのであります。これらに對してどうしてこれが非課税の對象になつていないかということについて、御説明を一応承りたいのであります。

○奥野政府委員 今のお話のようなこともあると考へましたので、入場税の課税對象を規定いたしております七十五條の中には動物園とか、植物園とか、博物館、図書館というものは規定いたさなかつたわけでありまして。従いまして特に水族館などをやつておるからこれを展覧会場に類するものとして課税しようと思へば課税できるわけであり

ますが、それ以外は課税しないことを建前にして法律ができたわけでありまして、私の申し上げておりますのは、單に營利を目的としないむしろ公共団体がこうしたものをやつておる場合があるものであります。これらに對しては、とつてもよければ、とらぬでもいい、ここに書いてないからいいのだというあいまいなことではなくて、ひとつこれをはつきり非課税の對象にしておいた方がいいのではないか、また

そうすべきではないかというふうな考へられるのであります。

○奥野政府委員 特に入場税の課税對象にならないものは別に書いてないのです。まぎらわしいものを書けとおつしやるのかもしれないけれども、またそうなつて参りますと同じようなものについて特に興行的にやつてい

るものが出て来ますので、むしろ書かないで實際の判断でやつた方がよくはないかと考へておるわけでありまして。今お話をいたしました地方団体で動物園などを経営しておるもので入場税をとつておるものは、全国でそうないのではないかと思ひます。あるいは私算聞に一つ二つあるかもしれないが、まづないだらうと思ひます。

○門司委員 これは従来入場税の關係であります。もちろん府県が關係をいたしておりますので、自分の経営するものに府県税をかけるということはどうかという考へ方を持たれるのであります。大体入場税については県と市が折半をいたすような形になつておりましたので、そういうことも言ひ得ると思ふのであります。今度県税一本になつて参りますと、市町村の行

税率でとらなければ、政府で考へられております所定の税額は得られないのかどうか、これらの關係者の陳情等を聞いてみますと、税率が少し高過ぎるのでどうしてかという考へが、従つて脱税のような形がやむを得ず出て来るのだというように実情を、私ときどき聞かされるのであります。もしそうだといたしますならば、この税率は当然徴収し得る範囲に下げることがいいのではないかと考へておられますが、当局の意見は一体どうであるか。

○奥野政府委員 入場税の百分の百というのは、われ／＼も非常に高い税だと思つております。従いまして他に収入の減をカバーするものを見出しまして、できるだけ早い機会に入場税の税率を下げなければならぬというふうな考へておるわけでありまして。しかしながら税率を下げても予定の収入が得られるではないかという御意見であります。と、われ／＼はそれは考へられな

いと思ふのであります。ただ税率を下げて料金を軽減したら、もつとたくさん入るではないかというところは地域的には言えるだらうと思ひます。しかし必ずしも全体的にその通りになるとも思われないのであります。先般入場税の税率を下げた結果が、逆に料金だけ上げてしまつたというふうな所もある

のであります。この間まで入場料金の統制が行われておりました関係上、業者としては営業上、もう少し上げたところも上げないでやつてい

○門司委員 これは単なる私の意見で

あるかもしれないと思いますが、この税率は県税全体に影響を持つものであり、次の遊興飲食税と同じような形を持つものでありますから、この税率が非常に高いということは、県財政上の予算を見積りまする場合において、これが非常に弾力性を持つたひとつの税制のように考えられて参るのであります。そこでこれを弾力性のあるひとつの財源として、道府県が行政の面で歳入を勘案いたしますときに、往々にしてこれが追加予算の対象になつて来る、そうして当初においては大体見積りが非常に低くて、だん／＼これが追加予算の財源になるというような形を示して来るのであります。従つて今われ／＼が考えております健全な地方財政の運営ということが、往々にしてこの辺からずれて来る危険性を多分に持つておるのであります。御存じのように道府県の当初予算というものはほとんどおぼろぎの予算であつて、こういう弾力性のある一つの税目、いわゆるこれがとれるかたれないかわからぬが、とにかく弾力性があるということが、追加予算等が組まれておる実例はすでに御存じの通りであります。従つて私どもはこれらのものに対しては、税率を高くして、いかにも税収入がたふさんあるんだというようなことをなすなけり示さないで、実質に即したような方法でやつていただいだらどうかと考えておるのであります。

それからその次に聞いておきたいと思ひますことは、先ほど立花君より聞いたと思ひますが、法の八十八條に道府県は、主催者が臨時に場所を設けて催物を行う場合においては、当該道府

県の條例の定めるところによつて、そ

の主催者等が徴収すべき入場税を予納させることができる、こういうことになつておるのであります。これは一体仮設の興行物を指して、こういう條例を設けられておるのかどうか、まず最初に聞いておきたいと思ひます。

○小野政府委員 御意見の通り、いわゆる臨時仮設興行、このことを考えておる次第であります。

○門司委員 それからもしこれが臨時の仮設興行でありませう場合には、入場税を予納させるという字句でありますが、どういふ必要があつて一体予納させるのか。おそらく政府の考えは常設でないことのために、税金を納めないでどこかへ逃げてしまふものがあつたのではないかという御心配があるのではないかと思ひますが、少くとも興行を営んでおるものに対して、そういうことのためにあらかじめ税金を納めさせるという條件になつてその予納した税金がもし過剰である場合等の処置は、これにはほとんど示されてないのではありません。この点はもし予納いたしましたものが、実際の収入よりも多かつた場合については、どういふふうな処置で、これをお返しになるのか。

○小野政府委員 御意見の通りに臨時仮設興行の主催者等が、おおむね所在が一定しておりませうので、従いまし興行が終了すると、入場税にかかる納入金を納めるといふことがなしに済むような場合が往々にしてあることは御承知の通りであります。従いまし入場税は当然納入すべきものでありますので、これらの事情を勘案いたし

ふうな意味合いにおいてこれを徴収し

て、あらかじめ納めてもらうというところは筋の通つた点であらうと考えておるのでございませう。なご過分に徴収をしたというような場合にきまつては、もちろんこれにつきましては清算をいたしまして返すような処置も講じなければならぬと存じます。

○門司委員 私の聞いておりますのは、その処置に対する規定がないという点であります。これはどういふ規定でやられるか、ただここに條例によつてこれを定めるといふことが書いてありますので、あるいはこれは法律ではかららないで、條例にゆだねられておるというようにも解釈できるのであります。が、当局のこれに対する指示をひとつお聞かせ願ひたいと思ひるのであります。

○奥野政府委員 予納させたものが實際徴収すべき入場税よりも多くなるかもしれないほどの額を予納させることは穩当ではないかと考えております。そういう意味合いにおいてあえて書かなかつたのであります。この点は徴収すべき入場税と認められる額の、どんなに多くても二分の一以下でなければならぬ。そういうふうな指導方針を一定この法律ができました場合には示したいというふうに考えておるわけでありませう。この字句の上にも現われておりますように、徴収すべき入場税でありますので、徴収すべき額以上のものを予納させていますなら、この字句の上を當然に還付されなければならぬのであります。ただ指導精神から考えますと、そういうような場合もあるようなものを予納させるということとは、きわめて不穩當でございませう。もつと少い

ものを予納させなければならぬのであ

ります。そういう場合も考えまして、わざと書いてないのをごいませう。

○門司委員 もう一つお聞きしておきたいことは七十五條であります。七十五條の五項に「第一項の入場料金又は利用料金とは、何らの名義をもつてするを問はず、第二種若しくは第二種の場所への入場、このいふに書いてあります。が、これはたとへば町村における部落の催しもの等が、これらに上り上げた八十八條の規定と相通して、一体そういうことをやらせるつもりであるかどうか。

○奥野政府委員 今お話のような事例とか、ほんとうに課税を不當にするような事例がたくさんあるだらうと思ひるのであります。そこで脱税的な意圖のもの、そうでないものとを区別する上において、やはり現地において實際にあつて判断するよりしかたがないだらうと思ひます。そういう場合に予納させなければならぬわけではないのであります。ただ予納させることができるという権限付与の規定をしておるわけでございます。

ておるのでございませうか、その点をひ

とつはつきりしておいてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 今のお話ですと、全員を無料で入場させておる場合と承つたのであります。が、それならば入場税は課することができないはずであります。全員無料で入場させる場合は課することができない規定は七十六條の第二項を設けてありますが、これもやはり課することができないのであります。脱税的な場合に、この規定を發動せるといふふうなことで考えておるのであります。一般的な規定は七十五條第五項に書いてあります。第二種若しくは第二種の名義をもつてするを問はず、何らの形においても、負担すべき金品がなければならぬわけでありませう。今仮定しておられる問題でございませう。負担すべき金品というものは何もなしのだらうと思ひます。だから当然入場税の対象にならぬ。かように考えているわけでございます。

○門司委員 この点が非常にむずかしいのであります。往々にして問題になつております問題は、ここに発生していると思ひます。たとえばこの会員の組織であるとかいふようなものが、一応会費といふやうなもので、何らかの形で興行を営むとか、何らかの催しに一応催しものをするという場合にそれはこの会費を催しものを営みまするものの入場税とみなせば、一応税金がかつて来る。ところがそれらは文化団体、その他であつて、当然それらの催しものをするものではない、全費をとるものではないといふやうな解釈がつく場合においては、これには

税金はかけられない。この解釈は非常にむづかしいと思うのですが、この点は一休どういふふうにお考えになつておられますか、これが今往々にして行われておりますいろいろな会員組織といふような形において、興行物を営んでおりますときに、脱税であるとかないとかいふことで、地方で大きな問題を起してある一つの原因だと思つて、その点はどういふふうにお御解釈になつておりますか。

○農野政府委員 会員券といふふうな名目で入場しているといふような問題を判断いたします場合には、やはりそこに脱税的な意図があるかどうかといふふうなことは、それはおそれなく興行目的からいたしまして、大体的判断がつくだろうと思つております。今お話のような仮定のもとに立つてのこと、そんなに地方で大きな争ひを起しているのはわれわれは聞いていないのでありますけれども、もしそういう具体的な事例をお教えいただきまして、さらに立法の際において、もつと検討して行きたいと思つて、現在のところ今お話のような仮定に立つたような興行で、大きな争ひの起きているようなことはないと考えております。ただ何と言いましてもこれは府県税でありまして、府県の議会において十分論議される問題でありますので、その間十分の事情に即した運営が行われて行くであろうといふことをわれわれ期待しているわけでありまして、

○門司委員 実例を示せといふお話であります。実例を申し上げるならば、たとえば前進座の問題等がしばしば新聞にも報道されて問題になつておりますが、実例のあることは御存じだと思つております。私どもはそういうまぎらわしいことではないと思つておられるのであります。そういうものを法律で定めます以上は明確にしておいてもらいたい。それを地方の公共団体で條例で定めることになつて参りますと、解釈がまちまちになつて参ります。やはり一つの社会問題として引き起されて来るといふふうなことがありますので、実は質問を申し上げたのであります。ただいまの御答弁であります。その次に遊興飲食税であります。一番最初に百十四條の納税義務者の問題であります。これはここに書いてあります通り、その飲食物が料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は、同條同項の場所における飲食とみなして、これに對し、料理店、仕出屋、旅館といふようなことがここに書かれておるのであります。これは大体私どもはある程度こういふ條文でよいのではないかと考えておりますが、これにいたしまして、納税義務者がはつきりいたしまして、業者自身がそれらのものを供給したという場合においては、おそれなく大した問題にはならぬと思つてあります。ここに問題になりますのは、往々にして加工を依頼されたといふことのためにやはりこういふものは特に行われるといふことがあると思つて、その料理あるいは飲食の材料を提供されて、加工をしただけのものについて、これらの税金をおかけになるつもりであるかどうか。

○農野政府委員 まつたぐの加工でございまして、これは課すべきものではない。ただ先ほども委託加工を受けるすし屋さんから、いろいろお話を承つておつたのでありますけれども、全部が全部加工ではない。そうしますと、あとのその他のいわゆる仕出屋との関係が、非常にあいまいになつて来るわけなんです。またそういう明確なものについてまでも課税する必要はないと思つておられますが、その均衡上から考えまして、仕出しに課税するならばそれに課税すべきであるといふ意味におきましては、やはり課税して行つた方がよろうといふふうに考えております。

○門司委員 非常にデリケートな問題を持つておられるのでありますけれども、依頼された加工に對して、どこまで税金をかけてよいかといふことであります。この点が明確になつておりませんと、一方徴収する方の側から見ますと、あるいはこれが脱税のように見えて来る。加工いたしました者の方から見ると、税金をこれにかけるといふことは、本人が持つて来たものに對して加工してやつた。それにさらに持つて来た本人から税金をとるといふようなことは、おそれるべきでない相談だと思つて。そういたして参りますと、やはり犠牲をしなければならないのはそれらの業者であつて、この点は特に明確に、加工である場合においては、たとえそれが仕出しであるといふのであつても、税金を付けないといふことの條文がこれの際には必要はないかといふふうな考へるのではありませんか、この点に對してのお考えはどうでありますか。

○農野政府委員 たとえばこのごろのようになつて参りますと、パンにつくり直してもらうようなことがあります。それはわれわれも考へても仕出屋といふことにはならぬだろうと思つておられます。大体料理店とか、仕出屋とか、旅館とかいふような觀念から出て来るのではないかと。委託加工のすしの場合は、現に仕出屋さんの業態を御存じのように、非常に多様な形態があるようでございます。これについては、委託加工なんだから一律に課税すべきではないといふ線を引きますもの、ほかとの均衡から見て、今かりに私が例をあげました小麦粉を加工してパンにする、そういうものに對して、まつたぐの加工であるものについては課税すべきものではない。これは法文上当然出て来る御意見でございますので、なお一層そういう趣旨を鮮明にするよう努力して参りたいと思つております。

○門司委員 それからその次には、百十五條の税率の問題であります。この税率によりまして、ここに書いてある通りであります。業者の花代、これに類するものが大体百分の百、その他の料理店などのものが百分の四十であり、あるいは宿泊飲食以外の飲食に對しては百分の二十だといふことに相なつておられるのであります。これはしばしば問題になつております。ただ、今さら申し上げるのも実はどうかと思つておられます。ただわれわれの考へて参りますものは、この課税がはたして適切であるかどうかといふことである。業者の陳情を私どもが受けましますときに、昨年の売上高が一体どれくらいあつたかといふと、業者側の陳情では当局も御存じのよう

に約千五百九十億、大体一千六百億の売上高があるはずである。これに總体的に一割の税額を見込んでも、大体百六十億の税額になるはずである。徴収が完全にできればそれだけあるはずである。ところが昨年の徴収予定額はわずかに九十八億であつて、本年度は百二十億に過ぎないのであります。しかも税率から見まして、もしかりに業者の言うほどの千六百億の売上高があるといふと、その税率をかけた参りますと、その二倍ないし三倍にならなければならぬ。ところが實際の問題としては、徴収額から見ても参りますと百二十億しか予定されておらない。これは非常に妙な問題であつて、一体政府はこれによつてどれだけ捕捉しておるかといふことであります。従つて、料飲店のこの売上高に對する捕捉の率を一応お示しを願ひたい。

○門司委員 私は今のような希望というものを聞いているのではありません。大体百二十億の税金を算定された税額の捕捉です。業者は一応約千六百億の売上げが昨年でもあつたと称している。これを全額捕捉いたして参りますと、一〇%の税率をかけておりまして、大体百六十億という数字が出て参るのであります。しかるに、さきに

○農野政附委員 百二十數億圓の見込
みを立てました基礎は、昭和二十三年
においてこの種の関係業者から所得税
がどのくらい徴収されているか、それ
から逆算いたしまして税率を乗じます
と、大体今申し上げたような金額にな
るわけであります。そこで遊興飲食さ
れた料金をどれだけ捕捉するかとい
うことが二つの問題であります。業者が
何を根拠にして言うておられるか知り
ませんが、われ／＼としては一応把握
できる遊興飲食の税額、それを所得税
から一応逆算しているわけでございま
す。今正確に覚えていないのでありま
すけれども、あとで御連絡いたしたい
と思ひます。それから一種から三種ま
での関係の業態別の収入も、最近の実
績を見ましてどの程度の割合になつて
いるかということも、あとでお答え申
し上げます。

○門司委員 二十三年度の所得税から

額になつていなければならぬ。必ず二十三年よりもことしの方が多いと思ふ。そうすると、税金というものは百二十億でなくして、実際は非常にたくさんとれることになるのじやないか、こういうふうには実は考えられますが、一体その点はどういうふうにお考へになつてゐるのか。ことに所得税から逆算したというようなお話であります。が、それなら先ほど私が申し上げました業者の陳情書が全部うそであるかどうかということになる。私は必ずしも業者の陳情書というものがでたらめではないと考えております。もし業者の数字がでたらめでなかつたといたしますならば、この税率をかけて参りますと非常な税がとれることになる。この点はもう少しはつきりしておいてもらいたい。われわれが税金を審議いたします場合には、しばしば申し上げる言葉でありますけれども、やはり税額に對しましては百パーセントの捕捉をするということが正しい見方であるとは私は考へる。その上の徵税率の問題に對しましては、おの／＼見方があると思ひますが、捕捉だけは一應全部にまでしなければならぬ。捕捉をいたします税額というものがはつきりしてないで、ただ漫然として税率だけをきめて参ることが、一体正しい税金の建前であるかどうかということであつて、この点を私は疑わざるを得ない。

それからその次に聞いておきたいと思ひますことは、先ほどから申し上げておりますように、業者の陳情によりますと、大体百分の十にしてもらえば、百六十億ぐらいの税金は当然支出することができると。しかしこれが非常に税率が高いことのために、昨年度におきましても、九十八億の税金が大体あなたの方がよくおわかりだと思ひますが、各都道府県では、これの半分からいしか、徴税はできていない。半分以上しか徴収ができないという原因は、大体税率が高過ぎるからだということ、を、盛んにわれ／＼は聞かされてゐるのであります。が、もしそれが事実だといふならば、税率はやはり納め得る範囲、あるいは徴税のできる範囲にこれを下げた方が、實際上の問題としては徴税ができるのではないかと、いかにいうように考えておりますが、この税率に対する変更をされる御意思があるかどうか。

○小野政府委員　門司さんから種々詳細にわたつての御意見を拜聴いたしましたのであります。が、遊興飲食税の問題につきましては、業者諸君からも、いろいろ実情に基いた御意見の開陳があることも承知いたしております。ただ今回は百分の百五十を一応百分の百程度、その他の部分につきましても多少の引下げを実行いたしましたので、なお今後の徴税の実績に徴しましては、第二

が、もしも満足はしないのであります
が、もう一点聞いておきたいと思いま
す。この遊興飲食税の中には、
非課税の対象というようなもの、いわ
ゆる税金をかけないというようなもの
が実はないのであります。たとえば外
食券の食堂のようなものに對してま
は、外食者に対しても、やはり同じよ
うな税金がかかつておるのではないか
というようなことが、私は懸念される
のであります。が、外食券食堂に對して
はどういうふうになっておりますか。

○門司委員 方針を示しておると言つておりますが、法律の上にはそれがどうして一体表われないかということであります。

○農野政府委員 外食券食堂の実態も、御承知のように、非常にまち／＼でございまして、そういう意味合いで府県におきまして実態に即したような減免規定を行つて行く、御承知のように第六條でありましたか、公益上その他の事由によりまして、課税除外を自由にできることになつております。従つて自主的な判断で、その地方の料理業の実態に即した免税の方針をきめてやつた方が、かえつて適切に行くのではないかという考え方を持つております。

○門司委員 非常に奇怪な答弁を聞くのでありますが、外食食堂と規定されております食堂で、外食をいたしてあります諸君は、家庭で食事をいたします場合には、何らの税金をかけられないのに、同じように食事をする場合、外食食堂だと税金をられるということとは合わないと思ひます。従つて法律の上におきましては、それらのものに対しては、やはりはつきり書いておいていただいた方がわかりがいいのではないかと。ことに外食の調査につきましても、もしこれを調査しようといひまするならば、外食の数で実は調査ができるはずであります。外食食堂が外食以外に営業をしているという事は事実でございまいしょうが、それとの対照、比較をいたし、さらに免税する範圍を定めまする場合においても、外食の数が、この營業の中からの外食として利用されたかどうかという数字は、私はすぐわかると思ひます。大して識別に困難な状況を見てというやうな言葉を使わなくても、明確にこれは勘定ができると思ひます。従つて当然外食食堂に対しては、外食税をもちつて飲食する人に対しては、私は税金をかけるという事は、これは國民の生活を営む上においてははたはた不適當だと思ひます。従つてそういう考慮を、どうして一体扱わなかつたかということでありま。

もう一つは宿屋であります。宿泊に對しましては、規定されたものは別といたしまして、宿屋においてもやはり料理飲食というやうな形になるものが、往々にしてあるといふことは間違ひはございせんが、ただこの場合に

ついて引率者のあります学生、生徒の修学旅行であるとか、あるいはスポーツその他の關係から集つて参りますそれらのものに対してする免税の規定というものが、やはりこの場合あることの方が正しいのではないかと、こういうふうに考へておるのでありますが、これらの点についてお考へはどうでしょうか。

○奥野政府委員 今いろいろ御意見を述べられました氣持をもちまして、われわれも府県の方といふ一話合ひをいたしたわけでありま。外食食堂を例として申し上げると、外食と引きかへに飲食される、そういうことだけやつておる飲食業者といふものは、地方においてはむしろ少いのだと考へておる。従つてそういう規定を法律上置かれるよりは、むしろ地方地方における外食食堂の實情に適したやうな規定を置きたいから、特に法律に規定を置いてもらいたくない、こういう希望があつたわけでありま。現に御承知のように、相当多くの府県において外食食堂の問題のみならず、今お話になりました引率して学生を旅行させるというやうな場合における減免の規定も置いておるわけでありま。大体そういう一律な判断を下したくないやうなものについては、地方の實情に即應したことをとらへては、地方のいたしまして、必要な適當方針といふものは、國の立場からいへば、監督をして行くといふ行き方の方がよいのではないと思ひます。もしそれに反するやうな例がございすれば、地方財政委員会に勧告権も与えられておりますので、そういうかたちで運営してやつた方が、民主的な税制の立案な

り、運営ができるのではないかと考へ方を持つておるのであります。○門司委員 どうもおかしいのであります。私は、とる方の側からいへばとりよいかもしませんが、しかしながらとらられる方の側から考へてみますと、家庭で食事をする場合に税金がかかるという行き方は、やはり法律の上できめておいてもらいたいといふふう考へております。

もう一つこの種目でお伺ひしておきたいと思ひますことは、少額の飲食の問題であります。具體的に申し上げましては、百円未満の飲食に對しては、これを免税にするといふやうな考へ方が安當ではないかといふやうな考へられるのであります。それはほんとうの肉體労働者が帰りにちよつとわずかにしようちゆう一ぱいを飲んで行く、これに對しても高額の税金がかつて行くといふことになりま。非常に苦痛でありますので、この際少額の百円未満のものに對しては、できれば一応免税にするといふことが、當局の御意見を承つておきたい。○小野政府委員 免税の問題につきましては、一時これを實施したこともあるやうでございすが、現下の情勢から考へまして、特に遊興飲食税が、特別徴收の方法等によりましてこの制度が行われることになつておりますので、もし免税点を置きますと、やはり減收を起すやうな結果になるおそれがあるとも考へておりますので、当局といたしましては今後の方針といたしましては、免税点は設けることは適當でな

い、かように考へております。○門司委員 その次は自動車税であります。自動車のうち、まず最初に聞きたいと思ひますことは、百四十七條にありますが自動車の種類の現在の価格であります。大体どのくらいの価格をお見積りになつておりますか、参考のために聞かしていただきた

○奥野政府委員 これは自動車によつて非常に違ひまして、百五十万円、二百五十万円といふあるやうな考へま。○門司委員 私の聞きたいと思ひますことは、実は自動車に對しては税金は、御承知のようにここに書いてあります通り、自家用自動車は年額一萬五千円でありま。そうしてその価格がもしあなたの言われるやうに百五十万円、二百五十万円といふことになつて参りますと、その二百五十万円、百五十万円の価格に對する一萬五千円の税金といふものが一体安當であるかどうかといふことでありま。労働者のほんとうの自分の足のかわりに使つております自転車と比べて参りますと、自転車の公定価格は七千五百円だと思ひます。それが年額二百五十円の税金をとられては、それにもかかわらず、ほんとうの乗用車として十分の資力を持つておりますものが、二百五十万円あるいは百五十万円を出してあがのう自動車に對して一箇年一萬五千円といふ税金の比率は、非常に不均衡だと思ひます。どこを算定の基礎としてかういふ数字をお出しになつたのであるか、あまりにも不釣り合ひの税金が載つておりますが、その点をはつきりお聞かせ願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 價格の問題は非常にまら／＼でありまして、もとより新車でありまして、小型自動車になりますと、四十万円内外であると承知してあります。どの自動車であるかということによりまして非常に違ひわけでありま。けれども、大体この自動車の税額は、従来から行われておりました実績を基礎にして考へておるわけでありま。自動車税につきましては、むしろ実績をとりま。三百円くらいになるのではないかと考へておるわけでありま。しかしお話のやうな氣持ももちまして、自動車税の方は低い方を二百円くらいのところきめまして、自動車税の方はむしろ自動車税額を減らしたやうなところで、実績を基礎にしてきめたわけでありま。大体自動車にしましては、自動車にしましては、先ほど来しばしば問題になつております道路費等の關係から、公益的な見地からこれに含んでおるのでありまして、必ずしも単に金額がふえれば、その割合においてその物件税をふやすというやうな形にもなつておらぬ關係がございします。ただ一応は現実の見地から、今お話のやうな基礎から、この氣持を織り込んで行きた。將來漸次各方面の納得されるやうな意見に従つて改正を加へて行つた方がよいのではないかと、いふやうな考へ方を持つております。

○門司委員 改正を加へた方がよいという意見もありま。しかし今度の地方税法は、まづたく旧來の地方税法を一変いたしまして、新しい地方税法として考へていくくらいに大幅に改革されております。その場合に、一体な

して、罰則の中で罰金の程度が自動車に比較して自転車は高過ぎはしないか、どういふような御意見が出ることを

も一處ごもつともと思ふのであります。

はるな理由からであり、また罰則の適

用をいれし場合におきましても、

たとえば自動車につきましては、二十

万四以下というような制限がおかれて

おるようなわけでありまして、必ずし

も二十万圓をすべてとるのだというわ

けでもございませんし、自転車につき

ましても同様の措置で、これを適用す

る場合における司法当局の判定いかん

で、この四の二三は十分に御了察を

願つておきたいと思ふのであります。

なお大泉さんからの御質問がござい

ましたように、これは御説のように物

件に対する税金とお考え願つてよいか

と思うのですが、ただこの税額

を査定いたします場合において、ただ

いま申しましたような、その車の使途

なり。要するに、受益者の考え方が、

見ての表裏を考へて、大体過去に於ける実績等から考へて、各地方団体

に於いて裸しておきます。税等を調

査、集計の上、全国的な水準としては

大体この程度が妥当ではないか、こう

いゝ判断のもとにきめたような次第で

○ 〆 〰 〱 〴 〵 〶 〷 〸 〹 〺 〻 〼 〽 〾 〿 〰 〱 〴 〵 〶 〷 〸 〹 〺 〻 〼 〽 〾 〿

○門司委員　せつかく次官からお話も

ございましたが、私はこの税金をとり

ますことのためには、担荷能力が非常

に力きな一面の考え方でなければならぬと思ふ。従つて、この場合之且説

能力を考へて参りますると、少くとも

乗用車として百万円あるいは二百万円

のものが購入できて、そうしてそれに

000

二五

よつて仕事をしに行くという人は、より以上の担税能力を持ち得る人であるといふことは容易に考えられる。自動車の場合におきましては、ほとんど自分の足で通ふことのできない遠距離の場合、あるいは乗物を利用することのできない場合において、やむを得ざる一つの処置として、これを利用しなければならぬといふことから考えて参りますならば、むしろ私はこの際自動車税といふものは、これは自動車税のときにお話する方がよいかと思ひますが、自動車税を廃止したらどうかとまで考えられるのであります。それは大きな社会政策的の意義を持つておりまする考え方から参りますと、当然自家用の自動車にそれ相応した事業を営んでおられる方であるとか、あるいはそれだけの財力をお持ちになつておられる方の税金が、庶民階級の自動車税と比べて、非常に大きな隔隔を持つておるといふことは、不審を抱いておられます。それとともに罰則にいたしまして、先ほど申しましたように、自動車の場合におきましては三万円以下とは書いてありますが、新しい自動車をもろに持つて参りまして七千五百円でありまして、虚偽の届出をしたといふことによつて新しい自動車の何台分がとられることになる。また奥野さんの言われるように、一方四十万円の自動車があるといひまして、自動車の価格の半分でありまして、これで罰金は済むといふこととあります。一体こういうことで均衡がとれておるかどうか。犯罪の点から言へば同じである、刑罰を科することは同じであるといふ大泉さんの意見でありますならば、財政的の負担においても同じにし

てもらいたいのであります。犯罪から来ますところの償いをするのが、一方は非常に軽い、一方の人間は非常に重いといふような不公平な扱ひはしたくないのであります。これは私も申し上げるまでもなく、当局も大体その辺には気づいておると思ひますが、しかしあまりにも税金の隔隔がはなはだしいのであります。私はこの点を是正されるお考えがあるのかどうか伺ひたい。

○奥野政府委員 今罰則の問題で、自動車税の場合、それが三万円になつておるといふお話を参りまして、秩序罰としてこの程度のものを考へておられます。秩序罰ならばものによつて区分することはあまり適當ではなからうといふような考え方をしておられるのであります。脱税の問題になつて参りますと、たとえば百六十條で自動車税を脱税した場合においては三年以下の懲役もしくは五十万円以下の罰金になつておられます。これに対して自動車税の場合におきましては、四百五十二條で一年以下の懲役もしくは一万円以下の罰金になつておられます。多少差をつけておられるやうなわけでありまして、こういうふうにはやはり税額通り差をつけるという考え方は、必ずしも適當ではないといふ考へておるのであります。彼此勘案いたしまして、この程度の差があつてもよいのじやないかといふやうな考へ方に基いて、立案しておるやうなわけでありまして。

○門司委員 自動車税の場合と同一だといふやうな考へてありますが、自動車税の場合と同一であればあるほど、均衡はとれなくなるというふうに考へられるのであります。自動車税の場合でありますならば、百五十三條の自動車税にかかる虚偽の申告等に関する罪、さらに百五十四條に自動車税にかかると不正申告等に関する過料といふことが書いてあるのではありませんか。この場合においては罰金の程度は同じであります。四百四十九條の自動車税にかかると不正申告等に関する過料といふのと、実は大差はないわけでありまして、だん／＼私どもはそういう條文を、一々解釈をして行けば行くほど、実は大きな開きを持つて来ておる。ほとんど同じ條文であり、同じやうな適用を受け参ります。自動車税の四百四十八條と、自動車税の百五十三條とは同じ項目であります。これに参りまして懲役は六箇月であり、罰金は五千円以下の罰金に処するといふことになつて参つておるのであります。これは先ほどから申し上げておられますやうに、自動車税はそれを使用する者の間の担税能力に非常な大きな隔隔を持つておられます。で、こう申し上げておるのであります。この点はぜひひとつは正していただきたい。同時に先ほど要求いたしました一つの資料を至急御提出を願ひたいと思ふのであります。

それからその次には漁業権税であります。漁業権税は御存じのやうに、昭和二十七年で大体これが廃止されることに一応なつておりますので、その後の処置はどういうふうにおとりになるつもりであるかお聞きしておきたい。

○奥野政府委員 漁業権税は、別にいつから廃止するといふことは書いてございません。ただ新しい漁業法が完全に実施されるやうになりました場合に、新しい漁業権は、貸付の目的とはなり得ません。今の漁業権を存続するにいたしまして、何らかの改正を課税標準の面に加へなければならぬ、こういうふうな考へておられます。

○門司委員 法の上にむろん規定はできなと思ひますが、しかし漁業権税はおそらく二十七年にはこれが廃止になるのが決定的だと思ひます。従つて先ほど申し上げましたやうに、これに對してはた何らかの形で、いふやうなことはなくして、もし御方針が参りますならば、これをひとつ明確にしておいてもらひたい。

○小野政府委員 たいだいまたらにこれを廃止するといふ決定はいたしておらぬのでございますが、新漁業法がいずれ実施される時期に至りますと、先ほど奥野君から御説明いたしましたやうに、何といたしまして再検討を加へなければならぬことになりまして、その際に慎重に考へて参りたいと思つておられます。

○門司委員 それからその次は狩猟税であります。狩猟税も先ほど立花君から大体聞いたと思ひますけれども、従来日本の狩猟税に對しましては、各府県においては大体狩猟者の種類を一等から三等級くらいまでにわけたおつたはずであります。そうしておつたに税金を課しておつたのであります。が、今度の場合にはこれの等級が、この法律だけを見たのでは、ないのであります。それをなくした理由をひとつお聞かせを願ひたい。

○奥野政府委員 昔は狩猟者税につきましても、所得の段階によりまして税額を区分しておつた時代があつたわけでありまして。ところがその後大日本狩猟会及び農林省からの申出がございまして、狩猟者税について段階をつけることは、一面自分は所得が相当あるにかかわらず、所得が低いものだといふやうな、偽つた申立てをして、狩猟免許を受けておる、そして高い段階の方はもつぱら脱税が行われておる。これは非常に不合理であるから、むしろ一本の税率にしたいといふやうな希望が参りましたので、それに従ひまして今日のような狩猟者税のかつこうをとることになつたわけであり

は、新しい漁業権は、貸付の目的とはなり得ません。今の漁業権を存続するにいたしまして、何らかの改正を課税標準の面に加へなければならぬ、こういうふうな考へておられます。

○門司委員 これは一應段階がなくなつたといふこととありますが、御承知のやうに狩猟といふのは非常に大きな相違が実はあるものであります。御存じのやうに山間に参りますと、いのししであるとか、農村におきましては、害虫の驅除といふやうなことから、相当さういふものが必要であるといふことによつて、やはり免許を受けなければならぬといふ場合もございまして来る。それからもう一つは先ほど申し上げましたやうに、そののみを生活の資料としておられる人、あるいは生活の資料としておられる人、これらの人は、都会の狩猟免許を持つ遊山といふと語弊があるかもしれませんが、遊山といふといふ狩猟者とは非常に趣を異にしておると思ふ。それらのものが一本に課せられるといふことは、必ずしも適當ではないと考へておられますが、これはもう一度その点を明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 狩猟者税をどのやうな形において運営して行くかといふことが一つの問題だと思ひますが、この狩猟者税につきましては、一つの

免許税的な形において規定いたしておるものでありまして、免許税とするならば、免許を受けたことについては、業としての者でありまして、遊獵的なことで免許を受けている人でありまして、その間にかかりはしないのではなからぬか、だから税額は一つでさしつかえないか、ではないか、こういうことも言えると思ひます。もちろん所得の段階ごとに税額を区分しておりましたのは、一種の奢侈的な意味を含ませておつたからだと思ひます。従つてこの狩獵者税をどう運営して行くかということが一つの方法だと思ひますけれども、少くとも狩獵免許税という意味において設けておるならば、必ずしも税額において区分しなければならぬというようなりくつは立たないと思ひます。たゞ門司さんのおつしやつたような考え方も確かにございします。そういうかつかつにおいて狩獵者税を運営するの、一つの方法であると思ひます。しかしながら先ほど申しましたように、大日本狩獵会及び農林省から意見の申出がありました。その意見も先ほど申しましたように一つの理由があるわけでありまして、それに従ひましてこのような形式に改正することにいたして参つてゐるわけでありまして、

つかえないと思ひますが、それらの人たちは十分に担税能力を持つておるものであります。いわゆるこれを生活の基礎としようというようなごく一般的な山村におる者が、一体そういう大きな担税能力を持つてゐる者と同じように取扱われるという事は、非常に大きな、税の不公平だと思ひます。税の不公平を考へないで、たゞ免許税であるから同じだといふようなもの考へ方は、税金をきめる場合には非常に大きな誤りだと思ひます。この点特に私どもはお考へ願ひたいと思ひます。であります、今の奥野君のお考へのようなことでは、とうてい私どもは満足するわけには参らぬのであります。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、この二百四十條であります。先ほどから奥野君も言ひましたように、これはもちろん免許税であります。従つて免許税であるといひますれば、その免許証を下付する場合に大抵税金の徴収はできるわけでありまして、従つてこれに對しましては、私はここに申告の必要というやうなことは、實際においては絶対にないのではないかとと思ひます。申告または報告の義務と書いてありますが、これらのものは税の性質から申し上げまして、申告をするというやうなことはないのであるかといふやうに考へられるのであります。あるいはこの申告は、狩獵をやめたといふやうなことの届出を意味したといふやうなことになるれば、これは申告の必要があるかもしれませんが、免許を受ける場合におきましては、免許税としておとりになる、おそれなく免許を下付いたします場合には、当然この税金は徴収さるべきであるといふやうに考へておりますが、この点はどういうことになつておりますか。

○農務政府委員 二百三十九條に「狩獵者税の徴収については、当該道府県の條例の定めるところによつて、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない」と書いてございまして、普通徴収によります場合には、やはり申告の條件が入つて来るだろつと思ひます。しかし多くの場合は証紙徴収によつておりまして、免許した場合には、道府県の発行する証紙を買つて、そこでそれを貼付して納税することにしたしておるわけでありまして、でありますから、証紙徴収による場合は、御説のように申告の條件等がないわけでありまして、しかし地方団体が普通徴収によつて行おうとした場合は、この規定が適用されるわけでありまして、この規定を置いてあるわけでありまして、

○門司委員 従来の市町村のこの税金に對する考へ方といふものは、普通徴収といふやうなことがなされないので、免許税として、免許を下付する場合に大抵税金を納めておつたといふやうに考へておるのであります。大体それでなければこの免許税としてのほんとうの効果はないのであります。免許をしたら、あとで申告をしなかつたとか、あるいは徴収が困難であつたとか、あるやうなことになるやうな観点から、免許税であるといふやうな観点から、實際の問題として非常に大きな差異を生ずると思ひます。と同時に、この種の税金といふものは固定した一つの營業でなく人々が非常に多いのであります。従つて、今年免許を願ひ出すが、来年は免許を願ひ出ないといふやうな人がたくさんあると思ひます。従つてこれを單なる普通の營業と同じやうに考へる必要はないのではないかと考へる必要は考へるものであります。従つて先ほど申し上げましたやうに、これに申告の必要はないのではないかと考へるやうに考へられるのであります。

それからその次にお聞きをしておきたいと思ひますことは、例の法定外の税金であります。法定外の税金につきましては、第二百五十九條に普通徴収を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地方財政委員会において、許可を受けなければならない」という規定が実はあるのであります。この規定は、實際の問題としては一体どういふことになつて来るかといふことではあります。その次の二百六十條には、そうしてなおその後において許可の申請をしななければならないといふやうに実は書いてあるものであります。これを考へてみますと、都道府県におきましては、普通徴収の法定外税目といふものを新設いたします場合に、または変更しようとする場合においては、あらかじめ地方財政委員会において、許可を受けなければならない。そしてその上で一応この地方自治体の議會にかけて、さらに申請をさせるというやうな言葉をかえて申し上げます。ちよとに相なつておるのであります。ちよと言葉をかえて申し上げますならば、今の日本の状態で、關係方面に一応お伺ひを立てて、それでよからうと言つたら國會で新しい法律を出して来るといふやうな形がここに見えるのであります。それから、こゝになつて参りますと、地方の自治体のある程度の自治権干渉にはならないか、侵害とまでは申し上げなくても、ある程度の干渉ではないかといふやうに考へられるのであります。従つて、こゝに手続が必要であるかどうかが、

○農務政府委員 二百五十九條の規定の「あらかじめ」といふのは、實施する前に許可を得なければならないといふことでございまして、議決する前に許可を受けなければならないという趣旨ではございせん。しかしながら議決してから後に新たに國の方針として許可を与え得ないものであります。議決を経てからでなければ許可の申請はできないといふことになりまして、地方団体が非常に困つた立場に置かれることになるだろつと思ひます。そこで、そこは地方団体が議決する前に、許可の申請をしてもよいし、議決してから後に許可を申請してもよいし、どちらでもよいといふ、非常に幅を持たせた運営をして行かうといふわけでありまして、

○門司委員 この法文をこのまゝ讀んでみますと、実はそういう解釈にならぬのであります。「あらかじめ」、地方財政委員会の許可を受けなければならない。こゝに書いてあるものであります。そしてその次の二百六十條に「地方財政委員会は、前條の規定による許可の申請があつた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。こゝにいうことになつておるのであります。この二百五十九條の「許可」といふのは、いわゆる許可申請をいたします前の一つの行為であるといふやうに考へられるのであります。私の方から考へますと、新税を起します場合には、地方財政委員会の許可を受けて、さらにこれを大蔵大臣に申請をする。こゝには「大蔵大臣に通知する」といふやうな手続が必要であるかどうかが、

これは法律上それを統制して行く意味において行政罰を規定しておるわけでございますので、あらゆる税種についてごまかい差を設けることが、はたして適当であるかどうかということについて、疑問を持つておるわけでありまして、三万円が高いか、あるいは一万四以下にしなければならぬというように、これは感じの問題はあるだろうと思つておられます。しかし実際これを適用します場合には三万円全部使うわけでありませんので、これはよほどの場合でないければ、こういう最高限度は使わないだろうと思ひます。しかし虚偽の申告であるとか、脱税とか、滞納処分に関するものであるとかいふものにつきましては、自転車税、自動車税につきましまして、相当の幅は設けて行くといふことだけは御了解願ひたいと思ひます。

○門司委員 私は重ねて申し上げるわけではございませんが、実際自転車の取得価格の三倍以上もする、約四倍に近いような過料を置くことがよくいかどうかという点であります。もし奥野君のような御意見があるとするれば、この数字は下げておいて、やはりみな納得が行く線までしておくといいことが正しいのではないかと。自動車の方においてはそうではなくして、自転車の方だけ、価格が約七千五百円になるとしますと、その約四倍であります。このように大きな過料の数字をあげておくということは、行政の面で同じ罰則であるから同じでいいというようなことも、一応の考え方でありましようけれども、私はこれはかなり実情に反した行き方ではないかというふうに考へるのであります。

その次には荷車税であります。荷車税に對しましては、大体一応先ほど申し上げましたような關係が生じて参るのであります。今日の小さい車であるとか、あるいはリヤカーであるとかいうようなものには、必ずしもこれによつて特別な利潤があるとかないとかいうようなものではないかと私は考へておられます。おそらくこれによらなければ一つの事業経営が困難であらうといふことが考へられて参りますので、そういう事業経営にせひ必要なものであつて、言いかえしますならば、人間の肩のかかりであるとかいふものに対して私は税金をかけることをどうかと考へておられます。荷積みの小さい車であるとか、あるいはリヤカーというやうなものは、当然これは税目からはずした方がいゝのではないかと考へるのでありますが、これのお考へは一体どうであるか。

○奥野政府委員 自転車税や荷車税は大众的な負担でありますので、できるならやめてしまいたいという気持は私も同じでございます。ただ従来沿革的に自転車税や荷車税は道路費との關係から、古くから創設されてゐるものであります。しかも今日兩者を合せて参ると二十数億の相当大きな金額に上つてゐるのであります。それで今これを廃止しまして、それだけのかわり財源をどこに求めるかといふことになりまして、また非常にむずかしい問題であります。しかもわが国の経済は敗戦によりまして、非常にみじめな状態になつておりまして、容易にかわり財源を求める材料がございませんので、やはり国の経済の回復とにらみ合わせながら他に適當な財源を求めて、これを廃止

する方向に將來研究をして行くといふ問題だらうと思ひます。現在のところただちに廃止するといふことは財政的に困難であらうといふふうに考へておられます。それから先ほど過料の問題で重ねてお話があつたのですが、自転車一台一万四といふことはその通りでございます。また、自転車税といひましても、一合持つてゐる場合だけじやございませんで、二十合持つておられます。五十合持つておられます。一つの納税義務者として罰則の適用を受けることになりまします。その点も御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 どうも奥野君の答弁は了解しがたい。もしそうだとすると、自動車も二十合持つてゐる場合はどうするかといふことと同じでございます。二百萬円の自動車も二十合持つてゐる会社は一体どうするか。そういう議論は、その場合あまりしたくないと思ひます。それから次に伺ひたいと思ひます。これは電気ガス税の問題であります。電気ガス税の問題は非常に大きな問題が伏在しておられます。私は相當よく聞いておきたいと思ひます。この中でまず問題になつて参りますものは四百八十九條のこの非課税の問題がやはりかなり大きな問題ではないかと考へてゐるのであります。ここにあげられてあります非課税と、従来の電気ガス税で定められてあります非課税とは項目が相當違つてゐるやうに見受けられるのであります。たとえば鉄鋼にいたしましても、可鍛鉄鉄が非課税になり、あるいは可鍛鉄鉄でないものが、この前は非課税になつておつたが、今度は課税されるやうに

なるということが考へられるのであります。あるいはセメント等についても大体同じやうなことが言えるじやないかと考へておられますが、この非課税の範圍を整理された一つの考へ方をお伺ひしたいと思ひます。

○奥野政府委員 商工行政の見地もあつたものであります。通産省の希望を入れて、その方針に従つて整理いたしましたわけでありまして、もとよりうみにしたと申し上げるわけじやありませんが、その考へ方のもとに、たとえばセメントであります。従来價格統制が行われて来た、現在は價格統制が撤廃されたので、して電気ガス税を免除しておく必要はない。それよりも金の問題であるとか、特にこの中に入つてもらいたい問題が、いろいろあるといふやうな意見でありました。それから鉄鋼、可鍛鉄鉄のほかに類似するものがあるじやないかというお話があるものでありますけれども、これらのものはたしかにキヤボナー製法といふふうにはないが、電気を用いなければつくりえないものであつて、これに類似するものは必ずしも電気でなくともいいものであつて、コークスその他のものをもつて製造できる。だから、電氣を使わないでコークスや何かを用いてそれをつくつてゐる場合もあるわけだから、電氣を用いた場合にだけ免除しなければならぬといふうきつもないといふふうには、われ／＼聞いてゐるのであります。それも一つのりくつでありまして、その希望に従ひましてこのやうな組みかえをいたしましたわけでありま

対象にされた根本の理由を、お聞かせ願ひたいと思ひます。今お話になりました問題については、必ずしも電氣でなくてもできるものであるから、そういうものは非課税にしないといふといふお話であります。もしそういうこととがあるといひますれば、電氣を使うもの等に対してはやはりこれを當然非課税対象にしておきまさんと、他との均衡がとれないのじやないかといふふうに、私は一応考へるのであります。が、今御質問申し上げましたこの非課税の対象にされた物件については、どういふ根拠で非課税の対象になつておるかといふことでありま

○小野政府委員 お答え申し上げます。まず第一の考へ方といひましては、製品の價格との関連でございます。製品の價格が統制が行われてゐる、特に價格調整金等が交付されてゐるやうなものにつきましましての考慮を執つたといふことが一つであります。また第二点といひましては、税法の絶対的な目的ではないかもしれないけれども、所得税法または法人税法において考へておられますように、重要産業につきましましてこれが保護育成といふ見地から、特別な取扱ひをして行つたといふやうな考へ方、大体この二つから非課税の対象を考へて行つたやうな次第でございます。

なおつけ加えて申し上げますが、非課税の品目といひまして、選定をいたしました場合にはおきまして、單位價格中に占める電氣ガス料金の割合が、相當に高いといふことを取上げたことはもちろんでございます。

○門司委員 この特別の保護を要する

ものについてはどういうふうなお考えがあるという御答弁であります。こうなつて参りますと、非常に大きな問題が考えられると思うのであります。たとえばセメントが今日この中から除かれておる。しかもセメントは業者の陳情によりまして、電気ガス税並びに今度の附加価値税その他を勘案してみますと、大体原価が一四〇くらい高くつくのではないかとということが報告されておられます。これがもし政策的に考えられて参りますと、今日日本で国内の資源と資材を使つて外国に輸出できるものは、大体セメントだけではないかというように、われわれには一応考えられる。そのほかのものを製造する場合においては、これを外国に輸出するといふことは非常に至難なことであつて、いづれかの形で外国の物資を輸入しなければならぬのであるが、セメントだけはそういうことは無いと思う。従つてこれは国内産業の輸出物資としての保護の上から申し上げますならば、当然政策的にも、やはりセメントというものは電気ガス税は非課税にすべきではないか。しかもこの前まではこの中に含まれておつたではないか。ことさらにはずされておられますその理由を聞かしていただきたいと思ふ。

○小野政府委員 先ほど非課税といひました品目についての基本的な考え方を申し上げたのでございますが、セメントにつきましては、私は関係業界からもいろいろ意見の開陳のあることも伺つておるのであります。ただまず第一の価格の点につきましては、セメントが統制をはずされておるといふこと、また電気料金の占める割合から申しまして、ただいまこの税法案で考へておられます非課税の対象になつておる品目に比べれば、その程度が低いのではないか、こういうような点から考へまして一応セメントは除外されておるのでございます。しかし全体として考へますと、はたして電気ガス税にかゝるのとき非課税の範囲をきめることが妥当であるかどうかということが、問題になるのではないかと思ふのであります。この点については先ほど来お話が出ておられますが、地方財政委員会におきまして非課税の対象となつておられますものについては、さらに研究を加えて次の通常国会に報告をするといふことに相なつておられますので、私の個人の考え方を申し上げます、非課税としからざるものに区分しないで、むしろ一律に公平な負担をすることにいたしました。税率の点については考慮を執つて行くといふことが、今後研究されるべき課題ではなからうかと考へておる次第であります。

○門司委員 さらにこの條項の中で、きのうも井上君から聞かれたと思ひますが、農業用の電力が実は除外されておるのであります。御承知のように、農業用電力と申しておりますものは、大体これが一つは季節的に使われるといふことであつて、必ずしも生産の中で占めております数字というものは、そう高くはないと考へておるのであります。が、実際今日の農村の事情から申して、農家は、灌漑用水に使われておられます揚水機あるいは排水機用の電力は、農民がほんとうに收穫をいかにして確保するかというところについて、一つの非常の手段であります。従つて常時これが使われておるといふような筋合いでもございせんし、さらにこれを使つたからといつて、それだけ米価を高くする買上げるわけではないのであります。この農村の灌漑用あるいは排水用の電力は、農民が食糧を確保することのためにやむを得ざる処置として、実は使用する電力でありまして、これに對して電気税を同じようにかけて行くといふことは、私には非常に過酷ではないかというように考へられます。同時にわが国の現在の食糧事情から考へて参りまして、非常に不穩當の行き方ではないかと考へるのであります。農業用の電力、ことに灌漑あるいは排水に使つておられます電力に對する考へ方をお聞かせ願ひたい。

○小野政府委員 今朝来農業用電力につきましては、いろいろ御意見がございまして、論議をせられたのであります。が、私がただいま申し上げましたように、非課税の範圍自体についてさらに検討を加えて行かなければならぬ段階にございまして、農業用電力につきましても、地方財政委員会において検討を加えまする際に、これを問題といたしまして研究をいたしますように、私からも財政委員会に連絡をとることにいたしました。考へております。

○門司委員 研究をするように連絡をとりたいと考へておるといふが、長く研究せられてはこれはかなわないのであります。この税法が通りますと、本年度から施行されるわけでありまして、私どもの申し上げておりますのは、施行される本年度からぜひこれを考へてもらいたい。私は本年度において早急がないとは必ずしも考へない。早急がありますならば、必ず揚水用電力が必要になつて来る。冠水が必要になりますならば必ず排水用電力が必要になつて来る。その場合に農民はまったく採算を度外視いたしまして、食糧を確保することのために、電力を使わなければなりません。もし電力の税金が非常に高いことのために、もうこれ以上電力を使つて灌漑用水いたしましても、米価とつり合はないから、ひとつこの辺でやめようといふことには農村は参らないのであります。しかも農村がつくつておられます農作物を完全に生かしますために、そういう採算を度外視しても、やはり電力を使用されると私は思ふ。それらの問題に對してひとつこれを考へておこうといふようなことでは、私は済まされないと申す。今年の夏起きるか、あるいは今年の秋起きるかからぬ問題であります。それと同時に食糧確保のために採算を度外視しても、ぜひやらなければならぬ一つの仕事であります。そういう場合に電気を非常に使つたことのために、食糧の確保はできたが、實際上の問題としては大きな赤字を出したといふようなことにならざるを得ない。その食糧が今どういう役割を演じておるかといふことは御承知の通りでありますので、この点はそういう研究をするとか、あるいは財政委員会に報告するとかいふようなことで、いつこれが実行されるかわからないといふようなことでもなくして、この際これを明確に規定したくない。もし法律の中へあつたもので規定できないといふなら、せめて私は農村に對しては政令その他でもいいから、これに準ずるような規定を設けるといふようなことの一つの言質だけでも、この際得られるならばけっこうだと思ひます。

○小野政府委員 私が申し上げておりますのは、地方財政委員会がその職責として研究することになつておりますので、そこで研究をする。しかもこれは地方税法上規定するかしんないかの問題として、研究をするといふことを申しておるのであります。私どもの意見といたしましては、むしろ非課税の問題はこの地方税法案からはやめまして、一律に課税いたしますが、税率を相当軽減するといふ方向に持つて行くことが適当ではないかと考へておるやうな次第でございまして、税法上の問題といたしましては、ただいま御答弁申し上げたような措置をとることになつておられますので、この点は御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 処置をとるといふなら、その時期を示しておいていただきたい。

○小野政府委員 地方財政委員会設置法をぐらんくだされば明らかでございますが、次の通常国会に報告することになつておりますので、それが時期であるといふふうに御承知を願ひたいと思ひます。

○門司委員 おかしい話であります。なるほど次の国会に御報告されることになつておるでございしやうが、しかし御報告されただけでは、実は法文化されないものであります。私どもの考へておりますのは、そういうきわめて時期的にも重大な問題であります。従つてこの法律の中にぜひそれを入れなければ、ただ単に報告しただけでは実際に間に合はぬ問題だからして、次の通常国会にこれを報告して、そうしてそれが必ず法文化される。来年からと

らないようにするならするという時期が明確になれば、これはけつこうであります。ただ単にこれを研究して報告するということであつて、研究と報告が何年経つかかわらぬということになつて参りますと、農民は非常に迷惑すると思う。これだけは特に私が強く申し上げておきたいと思ひますが、まつたく農村の事情は、さつき申し上げましたように、農民はほんとうに探算を度外視してまでも、自分のつくつておきます農作物は守るのであります。また守らなければならぬのであります。その場合に、米の価格よりも高い電気料を支払つて、あるいはそれに税金をとられてまでも農民が苦しんでおられるものを、一体見ておられるかどうかというところであります。従つて農村に對しては、先ほどから申し上げておきますように、次の国会にこれを報告するというようなことになくして、ぜひ何らかの処置を講じてもらいたい、法文の改正がでなければ、何らかの行政的の処置を講じてもらうことができるかどうかということ、を、重ねて御答弁をお願いしたいと思います。

○松本(六)委員 たいい門司委員からも農業用の電力に對する課税の問題で、非常に熱心な御意見、御質問がありました。門司委員は天災等があれば一層多くの電力を必要とする。そういう場合は農民が二重、三重の負担をしなければならぬ結果になると、う点を御指摘になつたのであります。が、われわれ今年の春以来、日本の電気事業の再編成の問題等からいって、全国の農村から非常に熱心な、熱烈な陳情を受けておるのであります。その主張は、農業用の電力、特に灌漑、排水等に關する電気は、今門司委員も御指摘になりましたように、何も好んでやつておるのではない、従つて電力料金も國家が負担すべきであるという主張が非常に強いのであります。しかし、その一方で、さつき申し上げたこの重い電気料金を負担をいたして不利な農業経営をやつておる。この上にさらに税金をかけるというに至つては、とうていわれわれは忍ぶことができない問題だと思ひます。電力料金までも國で負担をしてもらいたいというのに、やたらに課税をすることは絶対に避けなければならぬ、かように考へます。それらの理由より重要性につきましても、たいい門司委員からお話がありましたから省略いたしますが、ともかくこの機会にこの法律を制定しますにあつて、どうしても農業用の、特に灌漑排水用の電力に對しては、非課税にするということに明確にしたいのであります。かような強い希望を持つておるのであります。が、もう一応門司委員の御質問とあわせて御答弁をお願いいたします。

○小野政府委員 門司さんあるいは松本さんの仰せになりますことは、まことに、ごもつともでありまして、私も農村における電力の問題について無関心ではおられないのでございまして。ただ問題は税法上の取扱ひとして電気ガス税の問題は、一つの重要な研究問題になつておりますので、地方財政委員会に現にこれを取上げて検討をやつておるような状態でございまして、他の非課税の範囲、品目等の關係もございまして、できるだけすみやかに結論を得まして、次の通常國會にこの点に關する改正法律案を出したい。こういうふうな考へを持つておりますので、先ほど國會に報告ということとを申し上げましたが、これは地方自治庁としては改正法律案の形式によつて、國會の御審議を仰ぎたい、こういう考へを持つておりますことを申し上げておきたいと存じます。

○門司委員 大体御意見は何つておりますが、私は先ほど申し上げましたように、この農業用の電力というものは、まつたく探算を度外視してまでも農民がやらなければならぬというきつめて重要な問題でありまして、税金ばかりでなくて、電気料も支払わなければならぬということであつて、むしろそういう場合にございまして、地方においては電気料の減免の問題が起つて参るのであります。基本の料金ですら減免をしなければならぬという運動が、必然的に現れて来ておりますのに、一体税金をかけて行くことが正しいかどうかというところであります。従つて私はこの機会に重ねてお願いするのであります。農業用の灌漑排水の電力に對しましては、地方條例というわけにも参らぬかもしれませんが、できれば政令その他でこれを非課税の対象にひとしいような処置をとるということ、が、一休お話をできないかどうかということでありまして。

○小野政府委員 門司さんからきかめて御熱心な御意見の御開陳もございまして、また農村の事情等から勘案いたしまして、十分に検討を加へるべき問題であるかと存じますので、たいいまでお話になりました御趣旨に沿うように検討をいたしたいと考へます。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、例の木材の引取税であります。木材の引取税自体に對しては、私はいろいろ／＼な説はあると思ひますが、これは現在住宅の非常に低底いたしております場合に、その木材の引取に税金をかけて行くというところは、いたすら住宅の建設に對する負担を重くするものではないかと考へております。これの税額は大したものではないように考へておりますが、それをそうした意味で一応廃止される御意見はないか。

○小野政府委員 木材の引取税につきましては、流通を阻害するのじやないかというふうな御意見もあるものであります。が、林業に對しまして附加価値税を免除してある点、また木材の取引団体において一回限りの課税をするという關係から、原則として立木のようなものは、固定資産税の課税をいたさぬという点もございまして、一応この税はやはり存置することが妥當であらう。しかしシャウプ氏の勧告書によりまして、存置すべきであるというような勧告もございまして、特に経済流通を阻害するといふようなことになるとも考へられませんか、この法律案においては存置することにいたしました次第であります。

○門司委員 次に広告税の問題であります。が、広告税は先ほどちよつと立花君も申されましたように、この税金はとかく問題のある税金だと実は考へておるのであります。それでこの非課税の対象と言ひますか、先ほど奥野君が説明されましたように、政党その他政治資金規正法によつて定められておるものには對しましては、税金をとりません。が、その他のものには對しましては、一応広告税をとるということにな

つておるのではありません。これは従来たとえ電車の中などにおいて広告をいたします場合にはおきましては、当然広告料を、市営でありますならば、市に支払わなければならない。あるいはお湯屋その他に広告をいたします場合にはおきまして、やはり同じように、これは税金ではございませんが、一応お湯屋に広告をするという建前において、お湯屋に支払わなければならないかつた料金があつたのであります。そのことの上にさらに税金をかけられるということに相なつて参るのであります。それが必ずしも税金を納めたものであるかどうかという事の判別は、なか／＼困難であると思ひますが、そういう業者に対してはもとめて従来お湯屋であるとか、あるいは理髪屋であるとか、あるいは電車とかいうようなものに對します課税に對しての方法であります。これについてはそういう業者が一本徴税をまかせることがいいのか、あるいは役所が枚数に對しては検印をして、そして税金をとる。そうした処置は自由なさせる方がいいというように、徴税の面でそうしたことが考えられておると思ひますが、これについて当局はこの法律の中には、そういう細かい規定まではしてないやうであります。広告税といふものと広告料といふものとの問題であります。お湯屋その他に對しては、いわゆる広告料といふものが今まで払われておつたその調和をどういふふうにお考えになつておるか。

○小野政府委員 広告税の徴收の仕方は五百八十九條に普通徴收、特別徴收、証紙徴收の三つのどれかによらな

ければならないというふうな規定してあるわけではあります。五百八十九條の標準税率のところでは一号から三号までのものは広告料金の百分の十ということが書いてあります。これはおのずから特別徴收によらなければならぬということを手定いたしましたおのずからあります。そのほかの分は大体普通徴收の場合によつてはそれに証紙徴收を加味するといふやうな、今門司さんのお話になりましたやうな点も考えられます。

○門司委員 私の聞いております問題は、広告料金の百分の十というやうなことが書いてありますが、これらの調和を一体どうするかということでありまして、たとへばさつき申し上げましたやうなお湯屋の組合であるとか、あるいは理髪組合であるとかいふところに一括して大体納入されておると思ひますが、その場合広告料金のパーセントという数字がここに出ておるのであります。これをどういふふうにして調和するかということであつて、これらの組合の団体が特別徴收義務者として支払われるのかどうかということをお聞きしたい。

○奥野政府委員 大体今お話になりました例であります。私は証紙徴收でいいのではないかと、広告しようとする人が検印を受ける、それを理容組合などに頼む。それが一番運営しやすいし、そういうかつかうで運営されていくのではないかと思ひます。

○門司委員 それから広告税に對しては脱税といふか、きわめて少数なものを広告いたします場合に、はつきりした意味で脱税するわけではございませんが、百枚か、五十枚程度のものを広告する場合に、それが必ずしも届出とか、あるいは税金を納めたといふやうなことでなくて、脱税といへば脱税であります。そういうものが相当出て来て一応広告税をとるといふ規定になつておる。実際の徴收の面においては、そういう脱税行為が多くなるのではないかと、すなわち固定した一つの場所に広告をいたします場合には、脱税も起らないと思ひますが、そうでない、単に電柱に張つてあるやうな広告物についてはなか／＼検印があるかないかということについて、見て歩くといふことも非常に困難なことだと考えております。これらの脱税に對するお考えは何か特別にありますか。

○奥野政府委員 脱税を防止するといふ意味合いにおいて、証紙徴收のやうな形がいいのではないかと考へて方を持つておるわけでありまして、いすれにしても、できるだけ協力を得るという問題が根本の問題だと思ひます。から、そういう形が非常に發展して参ります。と、証紙徴收をいたしますと、脱税と脱税でないものが、非常に明確になつて来るだらうと思つております。

○門司委員 広告税といふものはこういう形で、たとへば五百八十七條であります。その七に書いてありますやうに「これらによる広告、これは大体千箇で五十円といふことになつております。これらは一体千枚であるのか二千枚であるのかという算定は非常にむづかしいと思ひます。実際上の問題としてこれらを捕提するために、どういふ連絡をとられておるか。これにはいろいろの方法があると思ひます。たとへば新聞に折込むといふ方法もござい

ますし、また街頭でちらしをまくといふ方法もございましょう。その場合に単にこれは千枚である、二千枚であるといふ届出の場合に証紙といふことも、検印といふことも、なか／＼たへんな仕事である。これに對する脱税の防止方法があるかどうか伺いた

○奥野政府委員 七の問題は實際むづかしいのであります。ちらしによる広告の場合、今お話のやうな新聞に折込む場合には、新聞発刊店といふやうな人たちの協力が求められるといふことではなければ運用はむづかしいと思ひます。できる限りそういう意味において市町村としては努力して行かなければならないだらうと思ひます。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますのは、例の接客入税の問題であります。これは税の総額から見ますと、きわめてわずかな問題でありまして、接客入税といふのは、ごくわずかなものであります。しかし性質から申しますと、どうもあまりいい税ではないかと考へるのであります。それと同時に今度脱税になりました中に使用入税といふのがあります。使用入税と接客入税との社会的なもの考へ方から申しますと、片方の使用入税の方は、大体使用人を使用し得る資力と担税力を持つ人であるといふことが、一応わかれ／＼には考へられる。現在の实际情况から申しますと、親子といひますか、夫婦共稼ぎでなければならぬので、やむを得ず子守りをして一人頼んでおるといふ実情もないわけではないので、あるいは未亡人等が自分で働かなければ生活ができないので、子供を託

するために使用人をやむを得ず雇うといふやうなものがないとは限らないと申し上げたいのであります。税の性質から申し上げまして、接客入税はそうした担税能力があると思はれるものではなくて、女中であるとかあるいはその他の非常に弱いものの納め得る税金であります。このために、使用入税の廃止とそれからこの接客入税の存続といふことについての考へ方を、私も少しかえていたきたいと考へるのであります。この接客入税を廃止する御意見があるかどうか伺いた

○小野政府委員 御意見のやうに使用入税あるいは接客入税につきましましては、なお研究をいたさなければならぬ余地があるかと思つております。ただ使用入税の方は制高に創設されましたのが最近であつた私は考へるのであります。接客入税の方はどちらかと申しますと、遊興飲食税等の関連において考へられておるふしもないことではないのでございまして、ただわれ／＼の氣持としては、将来接客入税は廃止する方向に持つて参りたいと考へております。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、市町村の法定外の税目の問題であります。これは先ほど申し上げましたやうに、大体県の法定外の税目の規定とはほとんど似たやうな問題を持つておりますので、私はこの問題については実はあまり触れたいくないと考へておるのでございます。問題になるのは、法定外の市町村税といふものが、今度の税制改革でどのくらい整理されるであらうかといふことであります。私がまず最初にお聞き

しておきたいと思ふことは、非常
にたくさんあります。市町村の法定外
の税の税目に対しては、全部こ
れを政府は一応整理するという措置に出
られるかどうかということでありま
す。

○農野政府委員 七百一條に地方財政
委員会規則で定める税目を除いては存
続ができるというふうな規定を置いて
おるわけでありまして、重複してお
るのは固定資産税というものが大部分で
ありますので、そういうものは地方財
政委員会規則で規定してあります。

○門司委員 今のお話で大体これが整
理されるというふうなことであります
が、実際の問題としていたしましてはど
の範囲に大体これの整理が行われるか、
もとより税の重複するものに對しまし
ては、これは税制の改革等が行われま
したので、市町村といたしましては重
複する税金をとることは考えられな
い。ただ先ほどから申し上げておられ
ますように、懸念いたされまゝのは、税
制の改革をいたしまして、なおかつ
そういうものが相当存続されるという
ことが一応考えられるのであります。

問題は従来の市町村税と抵触しないとい
うようなものが許可されておつたわ
けであります、これがことに今度の
税制改革によつて、この税制改革の中
に固定資産税、あるいはその他のもの
の中に吸収されるというふうなことも
も、私も実は考えられないのであり
ます。従つて先ほどのような御質問を
申し上げたわけでありまして、これを

法律によつて少し少なくすること
ではなくして、雑税は積極的に、大臣
の説明書にもありますように、これを
整理するということがなつて参ります
と、法定外の現行行われておりますも
のを一応整理して、そうしてさらにこ
れの必要あるものは申請に基づいて許可
して行くというふうな方法が一応とら
れることが、大臣の説明書にもありま
す。この法定外の税金に對しましての一
つの整理の方法だと、私は考えており
ますが、この点はどうか考えております
か。

○農野政府委員 門司さんのおつしや
るような方法をとることも一つの方法
であります。しかし別段法定外のもの
が存つておつても支障のないものにつ
いては、あらためて許可の申請をさ
せなければならぬということを考えま
す。やはり規定したものは全部存続
できないというふうにした方が、市町
村の手続に煩瑣なものを加えないで、
かえつていいのじやないだろうか。地
方財政委員会という方針をとるか。

○門司委員 この法定外の税目を一応
そういうことで整理をされるというこ
とは、私といたしましては、さつき申
し上げましたように、一応整理すべき
ものは、はつきり整理することがこの際

はぜひ望ましい。それはなぜであるか
と申しますと、税率が今度ほとんど
標準税率になつて参つておりました、
そうしてその標準税率で徴収いたしま
したものと、さらに財政需要とのアン
バランスは、例の平衡交付金でまかな
うということになつておられます。関係
から、従来のように特別の土地に特別
の負担をかけるということとは、今度の
税制改革の面から申し上げまして、あ
まり極端な措置ではないというふう
に考えるのであります。財政が非常に困
つておるからといって、特別の土地に
特別の税金をそこだけ設定させるとい
う行き方は、必ずしも平衡交付金を設
定いたしました趣旨に沿わない。これ
が従来の配付税の形でありまゝするな
らば、あるいはそういうことが多少言え
るかも知れないのであります。が、私
は平衡交付金制度になりました以上
は、地方の負担というものは、地方に
よつて特別の負担をするような雑税
は、ぜひこの際整理をして行きたいと
いうふうに考えておるのであります。

従つてぜひそういう負担の均衡を保つ
意味から申し上げまして、むづかしい地
方の雑税に對しましては、この際、た
といそれが税制改革後の固定資産税、
あるいは附加価値税というふうなもの
と抵触しないものでありまして、こ
の際整理をしていただきたいというよ
うに考えておるのであります。またそ
ういふことが實際上の税制改革の目的
ではないかというふうにも考えられる
のであります。

その次に目的税の問題であります
が、目的税といたしましては、ここに
書いてあります税目といたしましては
は、水利地益税というふうに書かれて

おるのでございするが、これは従来
地方の市町村で行つておりました受益
者負担のような形でもあり、またそれ
であると考へておられますが、これを
どの範囲に大体お認めになるかとい
うことであります。予算の参考書面から
見ますと、この目的税はきわめてわ
ずかな数字が形式だけ載つておるよ
うに考へられるのであります。これも
やはり地方の町村において財政が苦
しくなつて参りますのと、それから寄
付行為その他が制限されて参ります
と、目的税というふうなものが非常に
考えられ、いわゆる檢出されるんじや
ないかという懸念を、われわれは
持つておるのであります。この
目的税に對する政府の見方をひとつお
答えを願ひたいと考へておるのであり
ます。

○小野政府委員 本来目的税というも
のは、私から申し上げるまでもない
と思うのでございするが、特定の経費に
充てるために特定の事業の受益者に對
しまして、その受益の限度を越えない
範囲内において課税するといふ、いわ
ゆる強い公益の原則に従つて運営され
て行くべき税でございする。従来の都
市計画税は、財政需要がふえて参りま
したのに對処いたしますための地方税
収入の、何と申しますか、伸張性、も
しくは弾力性をもこれに求めまして、
いろ／＼とくふうが凝らされて参つた
のでございする。しかしながら今回の
税法の改正に伴ひまして、地方税収入
の弾力性なり、伸張性を他の主要税目
に期待することができると相なり
ましたので、特に目的税を存置しなけ
ればならないという必要も、だん／＼
と薄くなつて参つたやうな次第で理論

上はあるいは廢止してしかるべきもの
ではないかというふうにも考へられる
のでございする。従ひましてこの目的
税そのものは現行法の制度から廢止い
たしまして、この税法案にもあります
やうな水利地益税、あるいは共同施設
税といふやうなものの限度におきまし
て、これを存置する。言ひがえればそ
の受益の限度においてこれを課税する
というやうな、目的税本来のものと
してこれを考へて行く。こういう考へ方
からここに水利地益税及び共同施設税
を設けたやうな次第であります。

○前尾委員 目的税については後
に、今日は普通税までのつもりでお
りますから御了承を願ひます。

○門司委員 それでは一応これで私の
質問を終りたいと思ひます。

○大泉委員 門司さんの發言中に、罰
金、過料に對して倍率の比率によつて
門司議員の言われるやうにやつたらよ
いではないかというやうな、どうもたい
へん私を誤解されたやうな一つの言葉
がありました。私は別に門司議員に論
議を加えたわけではないので、ただ当
局の御説明に對して、あまり一つの倍
率を固執されるやうな懸念があらまし
たので自分がお伺ひしたのであります。も
つとも倍率に對する課税ではない、また
いゝゆる住民税のやうな何らの差別も
つけないものに對しては、人に對する
課税は当然平等でよい。もちろん罰金
も人にかけられるものであつて物にかけ
るのではないから、そのやうにお聞きに
なるのは当然かもしれないが、とにかく
私は何も門司議員の發言に對して論
議を加えたのではないのであります。
私はそういうふうな門司議員に誤解さ
れて非難されるやうな言葉を承つた

ことを、はなはだ遺憾といたします。
どうぞこの点速記もあることです
ら、あとでごらんになつて御了解を願
いたいと思います。

○松本（六）委員　先ほどからの門司委員の質問で、大体わかりましたので、多くの質問はございませんが、ただ一点、鉾田産税の問題でお伺いしておきたいと思ひます。この税も従来ずいぶん議論のあつた問題であります。これは都道府県税にすべきであるという意見も相

当効かつたのであります。しかし今回はこれは市町村として制定されるようになつておるわけでありますが、ただこの鉱産税の持つ特質として、町村によつて非常に大きな不均衡が現われて来る。たとえば非常に大きな鉱山等を持つております町村は、この鉱産税の収入によつて、大体その町村の経費をまかない得るといふところもあるわけであります。一方かようなものの全然ない市町村はもちろんさような収入はないわけでありますが、これらは平衡交付金等によつて調節をはかるといふことでありますけれども、この鉱産税が非常に多くとれる、収入のあるという町村は、これのみによつて極端な例でありますけれども、住民税もしくは固定資産税等をとらなくても、財政需要が満たされるというような場合は、これのみによつてやつてもいいというお考えでありますかどうか、その点お伺ひいたします。

○小野政府委員　お答え申し上げます。松本さんがおつしやいましたように、理論的には、もしさような場合がございしましたら、さような結論になるのではないかと思います。しかしながら実際問題といたしまして、ある地区

に大きな鉢山施設があるというような
場合におきましては、自然人の数も多
うございますし、当該町村の財政需要

りますので、これらの点を考え合せますと、理論的にはさような場合が起ることは想定されるわけでございますが、はたしてそういうふうになるかどうかというところにきましては、必ずしもそうとは限らぬ。そういうふうに考えている次第でございます。

○松本（六）委員　そういたしますと、かような鉱産物の全然ない町村とのバランスの関係ですが、これはやはり平衡交付金等によつて調節なさるお考えでありますか。

○小野政府委員 御意見の通りと考え
ております。

○松本(六)委員 今日時間も非常に
おそうございまするし、目的税につ
いて伺ひたいと思つておりましたけ
れども、これは先ほど委員長のお言葉
もありましたから、あとに譲ることに
いたしました、私はこれで打切りま
す。

○河原委員　本法案の提案理由の説明において、岡野国務大臣は前国会に提案した原案と今の法案とのかわつた点について、諸般の事情を勘案して、と申されておりますし、その諸般の事情を勘案してということの分析について、小野政務次官は、前国会において論議のしげかつた点、こういうことを一つの分析した大きな材料として述べられているのでありますが、前国会におきまして、本委員会におきましても、また関係者の陳情におきましても、最も論議のしげかつたところといへば、この遊興飲食税について、何ら考慮

が扱われていない形になつて現われているのは、どういふ理由でありますか承りたいのであります。

○小野政府委員 河原さんからの御質問でございますが、遊興飲食税につきましては、本委員会におきましてもいろいろ御意見が出たことはその通りでございます。私どももいたしましては、遊興飲食税の問題は本日の委員会においても、門司さん初め各委員から御質問がございましてお答えいたしました。

したように、将来の問題といたしましては漸次これを整理して参りたいという心組みを持つているのでございませう。ただ遊興飲食税の経過をたどつてみますと、戦時中及びその後におきましては相当高率課税をいたしまして、やや禁止的な税として取扱われておつたのでございますが、一昨年になりましてこれをやや緩和して参つた。さらに今回の税法案におきましては、これをもつておろるのでございまして、遊興飲食税の性質が、徴税の点その他から見まして、いろいろと問題もございまして、従いまして政府としましては、これらの徴税の実績等に徴しまして、さらに第二、第三の段階において、これにつきましては相当考慮を払つて参りたいという考えを持つておるのでございまして、この臨時国会におきましては、これをさらに推し進めて、税率の軽減をはかるという段階にまでは至つておらないことを、御了承願つておきたいと存じます。

○河原委員 税金の問題に關しまして、今日の大きな問題は、戦争以來税が非常に重いという点と、いま一つは

ある種の税目につきましては、徴税の側と納税の側において、一面において非常に税を捕捉したい。一面にお

いは追究が苛酷誅求的な面があるという問題でありまして、その税額決定において非常に紛議のひとつのは、所得税と遊興飲食税であろうと思います。従いまして、遊興飲食税は捕捉しがいなものでありますので、中央より各府県に向つて徴税目標を割当てられましてその結果をいたしまして、今日まで非常に不均衡がはなはだしいように言われておる府県が相当多いのでございいます。つきましては徴税見込みの割当ては、どういう基準によつて、いかなる方法によつて従来やられたか、

これを承りたいと思います。

○小野政府委員 御指摘のように遊興飲食税の予定税収額を見込みます場合におきましては、いろいろと算定の基礎を苦慮いたして参つたのでございませうが、たとえば酒消費量の關係を基礎といたしまして、これらを算定の基礎にとつておる場合もあるのでございませう。なおこの点につきましては、今後最も妥当な方法によるように、さらに検討を加えて参りたいと考えております。

○河原委員 ただいまの御答弁によりまして、従来は酒消費量も一つの大きな資料として考えられたようでありますが、今後はともかくといたしまして、従来の酒消費量というものは、酒の配給面におきまして、たとえば米産地におつたとき米供出の特配といつたふうで、非常にたくさん消費が行われておつた実情があります。しかもこの家庭における特配の酒と遊興飲食税といふものとは、まったく相反するもので

ありまして、そういう酒が家庭に配給せられなければ、遊興飲食方面に進出するかも知りませんが、そういう酒

がふんだんに家庭に配給されるとすれば、遊閑飲食税方面の消費は少くなるのが当然であります。かような反比例的な結果をもたらすような杜撰な資料によつて、従来割当てられておつた結果が、従来における府県割当見込量に非常なでこぼこを来したのだと思ひます。つきましては今後の新たな公正な配分としてお考えであります。どういたしますか、承りたいと思ひます。

○小野政府委員 本年度につきましては、所得とあるいは自由販売等によつて安当なる配分としましては、どういう配分されるお考えでありますか、承りたいと思ひます。

りまして考えたのでございますが、今後におきましては、所得によつて算定の基礎を求めたい、かような考えを持つております。

○河原委員　政府は将来の財政経済方針として、国税において七百億圓の減税を明年度において減税をしたい。地方税においてもできるだけ減税をしたいということを明らかにしておられまするし、一面本委員会におきまして、政府当局から将来の地方財政においては、雑税の整理ということをなかつて行きたい、かような御言明があるものであります、この二つを考え日せまして、将来地方税の減税は、雑税の整理という方面に主力をそいで行お考えであるかどうか承りたいと思ます。

小野政府委員　お答え申し上げます。政府といたしましては国民負担の減をはかるべく、一層の努力を傾けたいと考えておるような次第でございます。地方税に関しましては、ただい

ま御指摘のように負担の軽減をはかる方法として、雑税の整理も考え得るのではないかと思つております。

○河原委員 今回の地方税の増加になりましたのは、地方財政確立のためにやるのだ。強制寄付をとつておるような貧弱な状態では、地方自治の確立は望めないというのが主眼になつておるのでありますが、これを近き将来において減額して地方自治体に悪影響を来たすような気づかいはないという御決心であるのか、あるとすればそれにかわるべき、地方財政の状況を悪化させない何らかの方法を国としてとられる御意向であるか、あわせて承りたいのであります。

○小野政府委員 国民負担の軽減をはかるにつきましては、何と申しましても国税と地方税とを通じまして考えることが、必要であらうと存するのでございします。国民の負担の軽減が地方税の減額のみによつて、達成されるものとは考えておりません。従いましてまず考えられることは、国政の運営につきましては、できるだけこれを簡素化いたしまして、その歳出を節減することによりますと同時に、国税を大幅に減少することによりまして、あとう限りこれを地方財政の確保の方面に振り向けて行くという考え方が、まず考えられなければならないと思うのでございします。単に地方税の範囲内においてのみ、国民負担の軽減をはかるということは、よほど慎重に考慮しなければならぬものではないかと考えております。

○河原委員 私のお尋ねいたしましたのは、国税において負担の軽減をはか

る意図を明らかにせられるとともに、でき得べくんば地方税をもという政府の意図が明らかになつており、さらに将来雑税は整理したいということ、本委員会においてすでに当局が言明せられておるのと関連して、質問いたしました次第であります。

なおあわせて希望を申し述べておきたいと思ひますが、一切の雑税を一挙に全廃せられるというくらいは画期的な考えをもつて地方税の軽減を行い、しかも地方自治体に悪影響を及ぼさない国家措置がとられるならば、これに越したことはありませんが、しかしかようなことはなかなか困難と思ひますので、雑税の幾分かを廃減税されるような場合におきましては、負担の均衡問題あるいは文化教育等の関係問題、あるいは重要産業の問題とかいうふうな面で、広く深く考究して、万遺憾なきを期せられたいということを要望いたしておきます。

○前尾委員 ほかには御質疑ありませんか——ありませんければ、これをもちつて遊興飲食税及び都道府県の雑税並びに市町村以下の雑税に関する質疑は、一応終了いたしましたことといたします。

明日は午前十時から開会いたしますが、午前中の会議で決定いたしました参考人のうち、東京都議会議員中島喜三郎君、農林中央金庫理事長湯河元威君、租税研究会研究部長内山徳治君が明日午前中に御出席の予定であります。なお明日は市町村民税等に対する質疑を続行したいと思つております。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時散会

第一類第三号

地方行政委員会議案第六号

昭和二十五年七月十八日

三六

昭和二十五年八月三日印刷

昭和二十五年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所